

島根県人権施策推進基本方針 (第二次改定)

一人権教育・啓発の推進のために

平成31年3月
島 根 県



はじめに

人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が1948（昭和23）年に第3回国連総会において採択されてから70年が経過しました。この間、国連を中心に人権に関する様々な宣言、条約が採択され、21世紀を平和と人権が守られる世紀にしようとする取組が世界各国で広がっています。

我が国でも、日本国憲法が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と国民の基本的人権を保障しています。

島根県では、「一人一人の人権が尊重される偏見や差別のない明るい社会の実現」を目指して、「島根県人権施策推進基本方針」を平成12年に策定、平成20年に第一次改定を行い、人権課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、今なお、女性や子ども、高齢者、障がい者に対する暴行・虐待、インターネットによる人権侵害など、様々な人権課題が存在しています。

また、災害時の被災者等への配慮など新たな課題も発生しています。

このような社会情勢の変化に適切に対応するため、「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」を策定しました。この方針に基づき、引き続き、国、市町村、関係団体、企業や地域の方々と連携して人権施策を推進してまいります。

県民の皆様におかれましても、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会を築くために主体的な取組をお願い申し上げます。

終わりに、今回の基本方針の改定にあたり、御尽力を賜りました島根県人権施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、数々の貴重な御意見をお寄せくださった県民の皆様、御協力いただいた多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

島根県知事 溝口善兵衛

目次

第1章 総論

I. 基本方針改定の趣旨	1
II. 基本方針策定の背景	2
1. 国際的な潮流	2
2. 国の取組	3
3. 県の取組	4
III. 基本理念	6
1. 基本的な考え方	6
2. 基本方針の性格	6

第2章 各論

I. 人権教育・啓発の推進	9
1. 人権教育	9
2. 人権啓発	11
3. 特定職業従事者に対する研修等の充実	11
II. 各人権課題に対する取組	14
1. 女性	14
2. 子ども	18
3. 高齢者	22
4. 障がいのある人	25
5. 同和問題	29
6. 外国人	34
7. 患者及び感染者等	37
8. 犯罪被害者とその家族	40
9. 刑を終えて出所した人等	43
10. 性的指向、性自認等（LGBT等）	45
11. インターネットによる人権侵害	48
12. 様々な人権課題	50
(1) プライバシーの保護	50
(2) 迷信	50
(3) アイヌの人々	51
(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	51

(5) ホームレスの人権	52
(6) 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応	52
(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	53
(8) 災害と人権	53
(9) その他の人権課題	54
Ⅲ. 施策の推進	55
1. 推進体制とフォローアップ	55
2. 国や市町村との連携・協力	55
3. 民間との協働の推進	55
4. 基本方針の見直し	55

島根県人権施策推進基本方針の施策体系 56

資料

人権年表	59
世界人権宣言	67
日本国憲法（抄）	70
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	72
島根県人権施策推進協議会設置要綱	73
島根県人権施策推進協議会委員名簿	74
島根県人権施策推進会議設置要綱	75
島根県人権施策推進会議構成員	77

第1章 総論

I. 基本方針改定の趣旨

本県では、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指し、「島根県人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定（2000（平成12）年策定、2008（平成20）年第一次改定）し、様々な人権問題の現状と課題を明らかにするとともに、県の施策の基本的方向を示し、県民の人権意識¹（*）の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかし、最近の人権に関する社会情勢を見ると、学校でのいじめや、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴行・虐待、さらに、特定の民族や国籍の人を排斥しようとするヘイトスピーチデモ²（*）、インターネットによる人権侵害情報の拡散など、様々な人権侵害が全国的に発生し大きな社会問題となっています。

また、多様な性的指向・性自認の受容、災害時における障がいのある人・高齢者等への配慮など新たな分野の課題も顕在化しています。

このため、今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回の改定は、これまでの「基本方針（第一次改定）」の理念を引き継ぐとともに、第一次改定後の法令・計画などの動きや新たな課題に対応するために行いました。

なお、「基本方針」の改定にあたっては、2016（平成28）年に実施した「島根県人権問題県民意識調査（以下「人権問題県民意識調査」という。）」の結果、パブリックコメントによる意見、市町村や関係諸団体をはじめとする多方面からの意見等を踏まえ、数次にわたる「島根県人権施策推進協議会」における協議・審議を重ねるなど、幅広く意見を集約しました。

1 人権意識

この「基本方針」では、「人権感覚」とは偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性のことをいい、「人権意識」とは、人権に関する知的理解をもとに、人権感覚が働き、人権が侵害されている状態を解決しようとする意識をいう。

2 ヘイトスピーチデモ

明確な定義はないが、特定の国の出身の人々をその出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、そのような人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が、一般的にヘイトスピーチと言われている。このような言動を伴う示威行動。

II. 基本方針策定の背景

1. 国際的な潮流

20世紀における二度の世界大戦の反省から、国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年の第3回国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり」とうたい「すべての人民とすべての国とが達成すべき人権の共通の基準」を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

国連は、この「世界人権宣言」の精神を実現するために、1966（昭和41）年の「国際人権規約³（*）」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」など、多くの人権に関する条約を採択しました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの国際の10年の取組も展開されました。

しかしながら、世界各地で紛争や内戦が絶えず、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中、1993（平成5）年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、すべての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の重要性が強調されました。

1994（平成6）年には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設され、同年の第49回国連総会では1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。この「行動計画」の取組により、人権教育の方向が示され、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が推進されてきました。

さらに、2004（平成16）年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年から開始することを採択し、その第1フェーズ行動計画（2005～2009年）については「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が、第2フェーズ行動計画（2010～2014年）においては、「高等教育並びに教育者、公務員等のための人権教育」に焦点をあてた取組が行われました。

3 国際人権規約

次の二つの規約をいう。

1. 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」略称A規約、「社会的基本権」といわれる。教育を受ける権利、社会保障を受ける権利、労働に関する権利等が規定されている。
2. 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」略称B規約、「自由権的基本権」といわれる。生命に関する権利、思想・良心・信教の自由、言論の自由、集会・結社の自由等が規定されている。

また、2014（平成26）年の第27回人権理事会⁴（*）において、「メディアと報道関係者に焦点をあてるとともに、初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取組を一層強化する」などとした第3フェーズ行動計画（2015～2019年）が採択されました。

2. 国の取組

我が国においては、1947（昭和22）年に「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、1956（昭和31）年には、国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な人権保障の潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申に基づく取組を進めてきました。

さらに、「人権教育のための国連10年」決議を受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、関係府省での取組が開始されました。

一方、1997（平成9）年に人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、1999（平成11）年には人権教育・啓発の基本的事項について、また、2001（平成13）年には人権侵害の場合の救済施策についての答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国は2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「人権教育・啓発基本計画」という。）」を策定し、計画に係る施策の実施状況を毎年国会に報告しています。

各人権課題に関係した法整備も進んでおり、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」、2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」、2005（平成17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」、2011（平成23）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、2013（平成25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」、2013（平成25）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、2016（平成28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、2016（平成28）年「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推

4 人権理事会

基本的人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。2006（平成18）年に国連総会の下部組織として設立。1946（昭和21）年に設立された国連人権委員会を前身とする。

進法」という。)」などが制定され、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

また、2006（平成18）年に改定された新たな「教育基本法」においては、生涯学習の理念に基づいた学校、家庭、地域等の連携に裏付けられた様々な分野における人権教育の取組が求められています。

2008（平成20）年には、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」が公表され、人権教育の指導方法や教材など学校における人権教育の一層の推進を図るための取組も進められています。

3. 県の取組

県においても、「日本国憲法」で保障されている基本的人権を尊重し、県民一人一人の人権が尊重される社会を目指して、様々な人権問題について、個別の分野ごとに計画やプランを策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係諸団体等と連携しながら、それぞれの課題解決のため、計画的に各種施策に取り組んできました。

1998（平成10）年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置しました。また、1999（平成11）年には、「人権問題県民意識調査」を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、「人権問題県民意識調査」の結果や関係諸団体の意見要望等を踏まえて、「島根県人権施策推進協議会」及び「島根県人権施策推進会議」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加え、2000（平成12）年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「基本方針」を策定しました。

さらに、2003（平成15）年に人権啓発推進センターを県庁内に、2006（平成18）年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

その後、2008（平成20）年に、制定後の人権を巡る社会情勢の変化、法律の制定等を踏まえ、「基本方針」の第一次改定を行い人権施策の一層の推進を図ってきました。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や第一次改定後の新たな動きである法令・計画などに対応することが必要であることから、今回、「基本方針」の第二次改定を行うこととしました。

今後とも、県においては、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的なアプローチにより、人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。

また、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、自己表現を可能とする社会の実現を目指

すユニバーサルデザイン⁵（*）の考え方が県民の行動の規範となるよう、引き続き取り組んでいきます。

5 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべてのひとのためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

Ⅲ. 基本理念

1. 基本的な考え方

この「基本方針」は、一人一人の個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とするものです。

そして、県民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身につくとともに、相手の立場に立って理解・行動することができるような人権意識が十分身につくことにより「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指すものです。

そのため、次のような人権に関わる取組を総合的に推進します。

(1) 人権教育・啓発の積極的な推進

人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うべき県は、すべての人々に対して、学校や地域、職場あるいは家庭など様々な場において人権教育・啓発が行われるよう、今後、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取組を推進していきます。特に、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対しての人権教育・啓発に重点的に取り組みます。

(2) 個別の人権課題における総合的・効果的な施策の推進

女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などの様々な人権問題については、個別の人権課題として取り上げ関係部局、国・市町村等と連携し総合的かつ効果的な施策を推進します。

(3) 企業、NPO等の民間団体との連携、協働による取組の推進

人権が尊重され、擁護される社会は県民や企業、NPOなどの団体、行政等が一体となって、あらゆる努力によって築き上げられるものです。

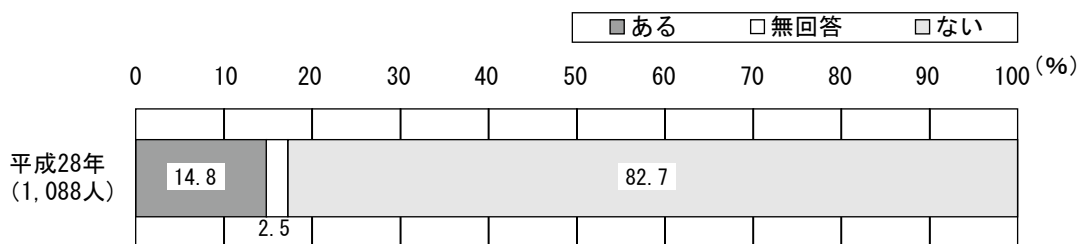
そのため人権に関する啓発に主体的に取り組む企業、NPOなどの団体を人権尊重社会の担い手であることを認識し、その取組を支援するとともに、連携・協力し県民の人権意識の向上に取り組みます。

2. 基本方針の性格

この「基本方針」は次の性格を有するものです。

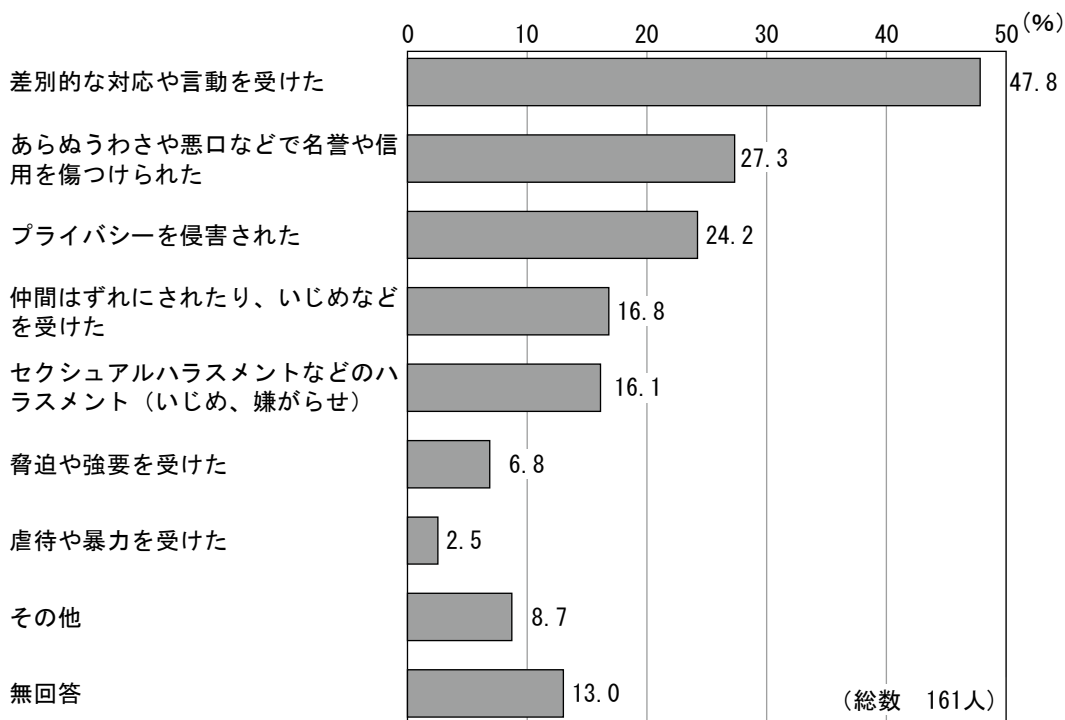
- (1) 2000（平成12）年に策定、2008（平成20）年に改定した「基本方針（第一次改定）」を継承・発展させ、2008（平成20）年に策定された「島根総合発展計画」の基本目標を踏まえた人権教育・啓発の基本的方向を示すものです。
- (2) 県が実施する様々な人権施策に係る基本的な指針となるものです。
- (3) 「人権教育・啓発推進法」第5条（地方公共団体の責務）の趣旨に対応する行動計画でもあります。
- (4) 市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。

■過去5年ぐらいの間に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(○は1つ)



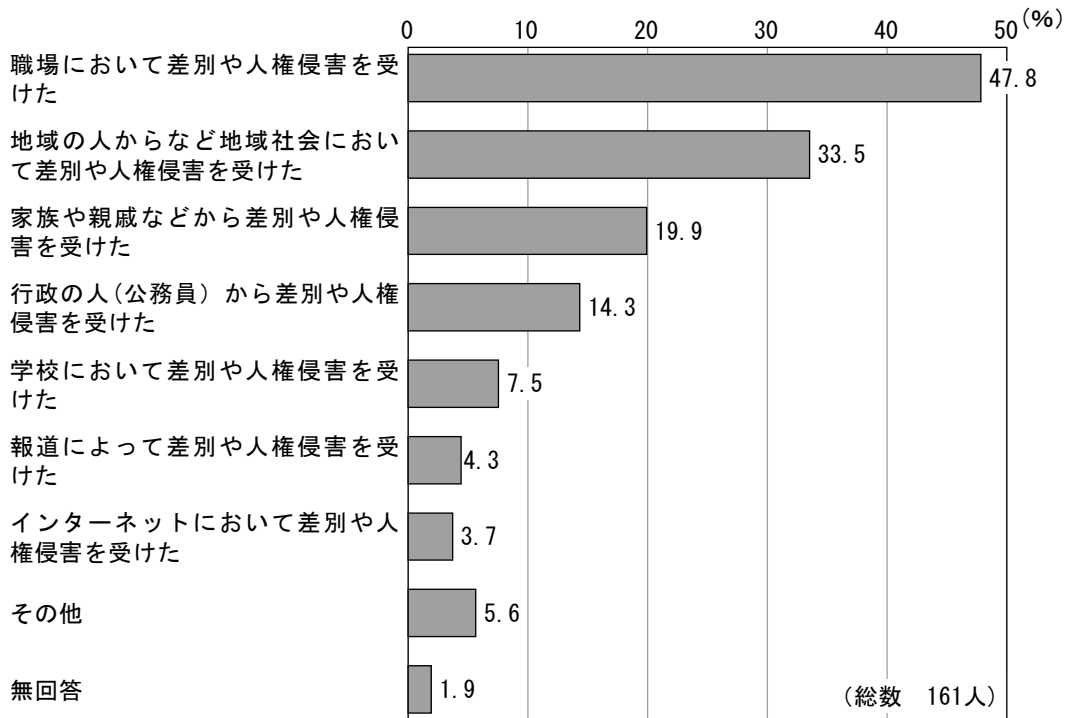
*平成28年調査から「過去5年ぐらいの間に」と期間を限定したため、前回との比較をしていない
 「人権問題県民意識調査」

■(差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人に) それほどのような差別や人権侵害を受けましたか。(○はいくつでも)



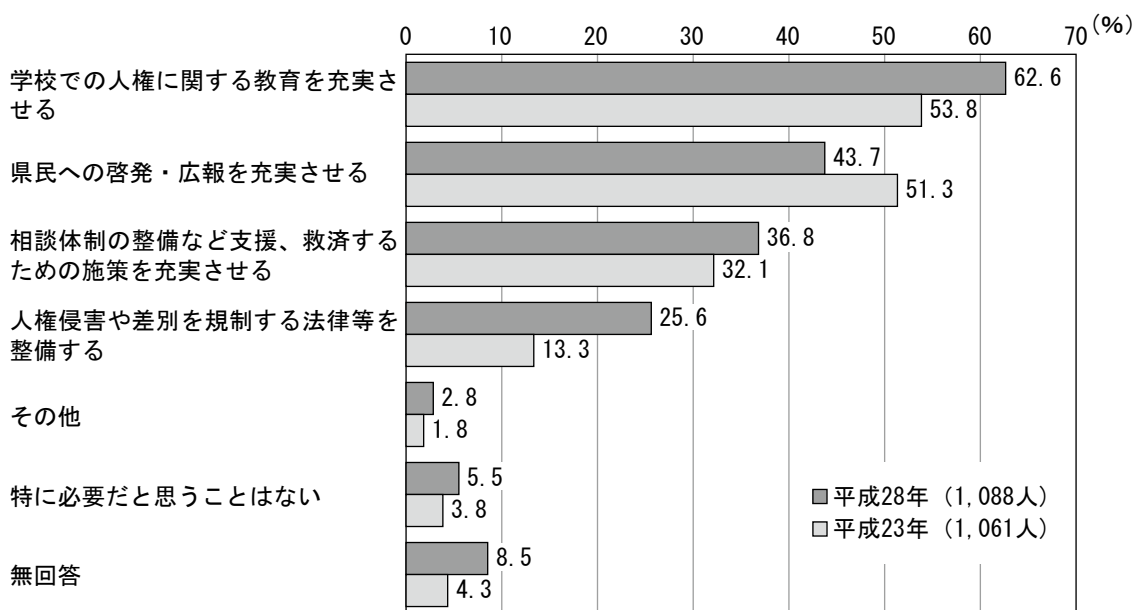
「人権問題県民意識調査」

■ (差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人に) 誰から (どこで) を受けましたか。(○は
いくつでも)



「人権問題県民意識調査」

■ 人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策として、特にどのような取組みが必要だと思いますか。(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

第2章 各論

I. 人権教育・啓発の推進

人権教育について、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとしています。

県においては、「人権教育・啓発推進法」第7条により策定された「人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権をめぐる社会状況の変化により深刻化する課題、新たに発生した課題を踏まえつつ、学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人一人の人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を推進していきます。

1. 人権教育

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、教育活動全体を通じて推進します。

「進路保障」の理念に基づく取組とは、子どもたち一人一人を大切にしようとする取組です。子どもたちは、一人一人が大切にされていることを実感する体験から、人を大切にすることを学びます。

「進路保障」を柱とした人権教育を、発達段階に即して推進していくことにより、子どもたちの学ぶ権利が保障される教育現場を実現し、子どもたちに自分の将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、同和教育をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる実践力の育成を目指します。

① 幼児教育

保育所、幼稚園、認定子ども園等においては、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にしている感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育てていきます。そして、それぞれ「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」等に基づき、一人一人の発達段階とその特性を十分把握し、人権教育を指導計画などに位置付けて計画的・組織的に実施していきます。

② 初等中等教育

義務教育学校・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、教育活動全体を通じて、計画的・組織的な人権教育に取り組みます。子どもたちの学ぶ権利を保障した上で、子どもの発達段階を踏まえ、その子どもの個性や教育的ニーズ等の実態を把握し、きめ細かな教育活動を行い、主体的に問題を解決する力や豊かな人間性を育み、「生きる力」を育成していきます。

③ 高等教育機関等

大学等の高等教育機関等においては、人権尊重の理念について理解を更に深め、それまでの人権教育の成果を確かなものとするよう支援するとともに、教職員の一層の人権意識の向上を求めています。

なお、県立大学においては、大学独自の教育・研究活動を尊重しながら、人権教育の推進に努めます。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解と認識を深めていきます。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において、態度や行動に現れるような人権意識を養っていくことを目指し、内容の充実・改善を図っていきます。

①公民館等での学習機会の提供

地域社会における社会教育の拠点である公民館等において、学校や地域の人権教育推進協議会、自主学習グループ、NPO等の民間団体との連携を図りながら、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の提供を図るとともに、参加体験型の学習を取り入れるなど人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。

②家庭における人権教育の支援

すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たす家庭においては、学校や関係行政機関、民間団体等が相互に連携しながら、親子共に人権感覚が身につくことを目指した情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実、体験を通して人権感覚を高めていく学習プログラムの提供など、家庭における人権教育の支援に努めます。

③指導者の養成、学習情報等の提供等

市町村の行政担当者や公民館等社会教育施設職員、地区内学習グループ代表者、青年団体や女性団体の代表者などを対象とした研修や講座を開設し、実践的な指導者の養成、地域中核指導者としての資質向上を目指します。

また、人権啓発推進センター及び社会教育研修センターにおいて、人権教育・啓発に関する視聴覚教材の貸出、学習機会・指導者に関する情報の提供を行います。

◇「進路保障」とは

「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」(2015（平成27）年発行)には、島根が進める「進路保障」について、すべての子どもたちの実態に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念であるとしています。

また、「進路保障」の取組について、教職員が一人一人の子どもの思いや願い、生活環境や人間関係等の背景に目を向け、取り組むべき課題を明らかにし、そして、その解決に向けて、その子どもの学ぶ権利を阻害している要因を取り除くための取組や、その子ども自身が困難を乗り越えていくための意欲や力を育めるような取組を、組織として進めていくこととしています。

2. 人権啓発

(1) 企業等における人権啓発の推進

企業等には、社会的責任（CSR）を果たすため、公正な採用選考の実施や従業員に対するパワー・ハラスメント等の防止など人権尊重を確保する取組が求められています。

各企業等における取組のほか、県内の一部の地域では、地域の企業等によって人権・同和問題連絡協議会が組織され、自主的に計画的な人権啓発が継続して行われています。

県としても、これらの取組を促進するため、公正な採用選考についての啓発や企業等が実施する研修等の支援などを行っています。

(2) 地域社会における人権啓発の推進

県民の人権尊重の意識の醸成を図るため、広報誌などの啓発資料の作成やインターネットや新聞などを活用した広報活動を展開します。

また、人権啓発フェスティバル等の県民参加型のイベントの実施など、効果的な啓発に取り組みます。地域において研修等を実施するときには、その支援を行います。

さらに、人権問題に取り組むNPO等の民間団体を人権啓発の重要な担い手として位置付け、その活動を支援します。

3. 特定職業従事者に対する研修等の充実

人権尊重の意識の醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人（特定職業従事者）に対して、人権教育・啓発に関する取組を強化することが大切です。

そこで、こうした職業に従事する人に対する研修等の充実に努めます。

①公務員

行政に携わるすべての職員には、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが不可欠です。

このため、県においては、人権・同和問題職場研修推進員による職場内での人権教育の推進を行うほか、各地域ごとに行政職員や新規採用職員を対象にした研修会を実施しています。

また、自治研修所では、県職員と市町村職員を対象に、新規採用時から管理職登用時までのほぼ全課程における研修において、人権・同和問題の科目を設定しています。

こうした重層的・複層的な研修の実施により、公務員が同和問題をはじめとした様々な人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において、適切な対応が行えるよう人権教育を充実します。

このほか、住民の代表者である地方議会議員についても、人権意識を高める取組を要請します。

②教職員

学校教育においては、子どもの人権が保障された中で、常に人権尊重の視点に立って、指導することが不可欠です。

このため、人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員の人権意識を高めることが重要で

す。これまでも教職員に対しては、研修会や講演会等を通して教職員の資質の向上を図っていますが、今後も、研修内容の一層の充実と情報提供に努め、人権意識を高める取組を推進します。

また、私立学校、国立学校の教職員に対する研修の実施を支援します。

③警察職員

警察職員については、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するにあたり、人権に配慮した警察活動が不可欠です。そのため、警察学校での採用時研修や専門分野の研修において、「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」などを定めた「職務倫理の基本」の実践に向けた授業などを取り入れ、人権意識の高揚に努めます。

④医療関係者

医師や看護師等の医療関係者は、人の命と健康を守ることを使命としているため、職務の遂行にあたり人権に配慮した適切な対応が必要です。

県立病院においては、すべての職員が参加する職場内研修を実施しています。今後も、患者等に対する「インフォームド・コンセント⁶（*）」の徹底やプライバシーの尊重、個人情報の保護・管理など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。特に、職員の採用数が多いため、新規採用職員向け研修の充実に努めます。

また、県立の看護師養成施設においても、人権意識を高めるための教育を推進していきます。

その他の医療関係者養成施設での人権教育の充実や医師会、歯科医師会等の関係団体での人権研修の充実を引き続き要請します。

⑤福祉関係者

福祉関係者は社会的に弱い立場におかれている人々と接する機会が多いため、職務の遂行にあたっては、プライバシーなど人権に配慮した適切な対応が求められます。

地域において様々な生活相談への支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。このため、各種の機会を通じて人権研修を行っています。特に、新任者に対しては、民生委員・児童委員活動の基本として、社会奉仕の精神の堅持とともに、基本的な人権の尊重が重要であることを周知しています。今後も、県民生児童委員協議会と連携を強化し、人権に関する情報の提供など、人権研修の充実に努め、資質向上と活動の充実・強化を図ります。

福祉関係職員に対しては、県社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業従事者の各種研修において、人権研修が実施されており、今後も、利用者の立場に立った福祉サービスの充実が図られるよう研修の充実を働きかけていきます。

また、保育施設職員に対しては、保育士等の研修で、「保育所保育指針」に基づき様々な状況下にある子どもや保護者への配慮や支援について学ぶ人権研修を行い、「人権を大切にする心を育てる」保育の実践を促進するとともに、各保育施設に対しても人権研修への積極的な参加などを働き

6 インフォームド・コンセント

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、危険度などについて、必要な情報を提供し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと。

かけていきます。

放課後児童クラブ職員に対しても、「放課後児童クラブ運営指針」に基づき子どもや保護者の人権への配慮などについて学ぶ研修を行います。

さらに、児童厚生施設職員や児童養護施設等職員に対して、児童の人権に関する研修の継続的実施について支援していきます。

⑥消防職員

消防職員については、住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であるため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権教育を進めます。

また、各消防本部に対しこれらの人権教育に自主的に取り組まれるよう要請します。

⑦マスメディア関係者

情報化が進展する今日、人権教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、マスメディアは、人々の人間形成や社会の風潮にも大きな影響力を持っていることから、マスメディアに従事する関係者に人権意識を高める取組の推進を要請します。

Ⅱ. 各人権課題に対する取組

1. 女性

(1) 現状と課題

女性の人権尊重、地位向上を目指した国際的な動きは、1967（昭和42）年に国連で採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言（女子差別撤廃宣言）」にはじまり、1979（昭和54）年の「女子差別撤廃条約」の国連での採択や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められました。

我が国では、こうした動きを受け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の施行等、国内法や制度の整備など男女平等の実現に向けた政策が進められてきました。

そして、1999（平成11）年、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

県では、これを受け、2001（平成13）年に「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画である「島根県男女共同参画計画」を策定、2002（平成14）年に「島根県男女共同参画推進条例」を制定、さらに2005（平成17）年に「島根県DV⁷（*）対策基本計画」を策定するなど、総合的・計画的に男女共同参画社会の実現を目指すための環境づくりを進めています。しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント⁸（*）などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度、慣行が依然として存在するなど、なお多くの課題が残されています。

県が2014（平成26）年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」からは、「子育ては母親」、「家事、介護は女性がむいている」などへの肯定意識が強く、また8割近くの人が社会全体で男性が優遇されていると感じているなど、固定的な性別役割分担意識や、男性優遇感が根強く残っていることがうかがえます。

また、「直接DVを経験した。又は自分の身のまわりに経験した人がいる。」と回答した人が25.9%に達し、若者を中心としたデートDV⁹（*）も発生していること、依然としてセクシュアル・ハラスメント等の課題があることが改めて確認されました。

7 DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されることが多い。このとき、配偶者とは、内縁の場合を含む。

暴力には、身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力が含まれる。

8 セクシュアル・ハラスメント

略してセクハラ。性的な嫌がらせ。

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、そのことへの対応によって仕事をするうえで不利益を与えたり（対価型セクシュアル・ハラスメント）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたり（環境型セクシュアル・ハラスメント）することをいう。

9 デートDV

ドメスティック・バイオレンスのうち、主として、若年層における交際相手からの暴力等という。

国では、ワーク・ライフ・バランス¹⁰（＊）への支援を充実するため、「次世代育成支援対策推進法」（2005（平成17）年4月施行/10年の限時法）の有効期限が2025（平成37）年3月31日まで延長されました。さらに、2017（平成29）年「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」が改正され、事業主からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱い¹¹（＊）のみならず、上司・同僚等からの同様の理由による嫌がらせ（いわゆるマタハラ¹²（＊）・ケアハラ¹³（＊）等）を防止する措置等が事業主に義務付けられました。加えて、2015（平成27）年には、働くことを希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、翌2016（平成28）年には全面施行となりました。

固定的な性別役割分担意識や性差別といった障害をなくし、女性が多様な生き方が選択できる社会の形成こそ、女性の人権問題の解決にとって重要です。女性の人権が尊重され、地域や職場で男性とともに個性や能力を十分に発揮し、いきいきと生活していくためには、仕事と生活の調和に対する支援を充実するとともに、女性活躍の推進に関する県民の理解を深めていく必要があります。

また、DVについては、相談体制の充実を図るとともに、市町村、関係機関、団体等と連携、協働しながら、配偶者等からの暴力を根絶する必要があります。

（2）施策の基本的方向

2016（平成28）年に策定した「第3次島根県男女共同参画計画」の基本目標である「男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」、「個人の尊厳の確立」及び、同年第3次改定した「島根県DV対策基本計画」の基本目標である「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」、「適切な相談の実施」、「被害者の緊急かつ安全な保護の実施」、「被害者の自立支援」等を踏まえ、男女共同参画に関する正しい知識を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備し、DV等を根絶することにより、女性の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現に取り組みま

10 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すもの。

11 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱い

従業員が妊娠、出産等をしたこと並びに育児休業等の申出をしたこと及び取得したこと等との間に因果関係がある場合で、たとえば次に掲げるもの等が該当する。

- ①解雇すること
- ②期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- ③労働者が希望する時間を超えて、その意に反して所定外労働の制限等を適用すること

12 マタハラ

マタニティ・ハラスメントの略称。

働く女性が妊娠・出産をしたことや育児のための制度を利用したことなどをきっかけに不利益な取扱いを受けたり、嫌がらせを受けること。

13 ケアハラ

ケア・ハラスメントの略称。

働きながら家族の介護を行う者が制度利用を阻害されたり、嫌がらせを受けること。

す。

①男女平等を推進する教育・啓発

男女共同参画センター「あすてらす」を拠点に、県民をはじめ、企業、団体等を対象に男女共同参画の理解と取組の促進を図るための研修会等を開催するほか、県の広報誌、マスメディア等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行い県民の意識啓発を促進します。

また、保育所・幼稚園等での幼児教育や学校教育においても、子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員等に対する研修の充実に努めます。

②男女がともに働きやすい職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

誰もが希望に応じて働き続けていくことのできる環境づくりのために、育児・介護休業制度の活用促進、子育て環境の整備、介護サービスの充実に取り組むとともに、従業員が働きやすい職場環境の整備を支援します。

また、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」に基づく妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱いに加え、職場におけるハラスメント対策の推進に努めます。

③あらゆる分野における女性の参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、県における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。

また、市町村、企業、団体等に対して様々な機会を通じて働きかけ、女性の参画が促進されるよう努めます。

さらに、地域活動への女性の参画の促進のため、しまね女性センターと連携して、女性グループの自発的な活動を積極的に支援するなど人材育成に努めます。

④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援

DV等女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識を県民に定着させ、その防止を推進するために学校や家庭、職場、地域での教育、啓発に取り組みます。

特に、DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であることから、若年層を対象とした予防啓発に取り組みます。

また、被害者への支援として、緊急かつ安全な保護を求める被害者に対し、一時保護を実施します。

さらに、被害者が自立し、安心して地域で生活できるよう、一時保護所を退所した後の一時的な住居（ステップハウス）の提供、ニーズに即した職業訓練の実施等の就労支援、資金面での困窮を支援する自立支援貸付制度の運用等被害者のニーズに応じたきめ細かな対応を行います。

これらの支援にあたっては、「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等を通じ市町村、関係機関、団体等と連携を強化し迅速かつ適切な対応に努めます。

⑤相談体制の充実

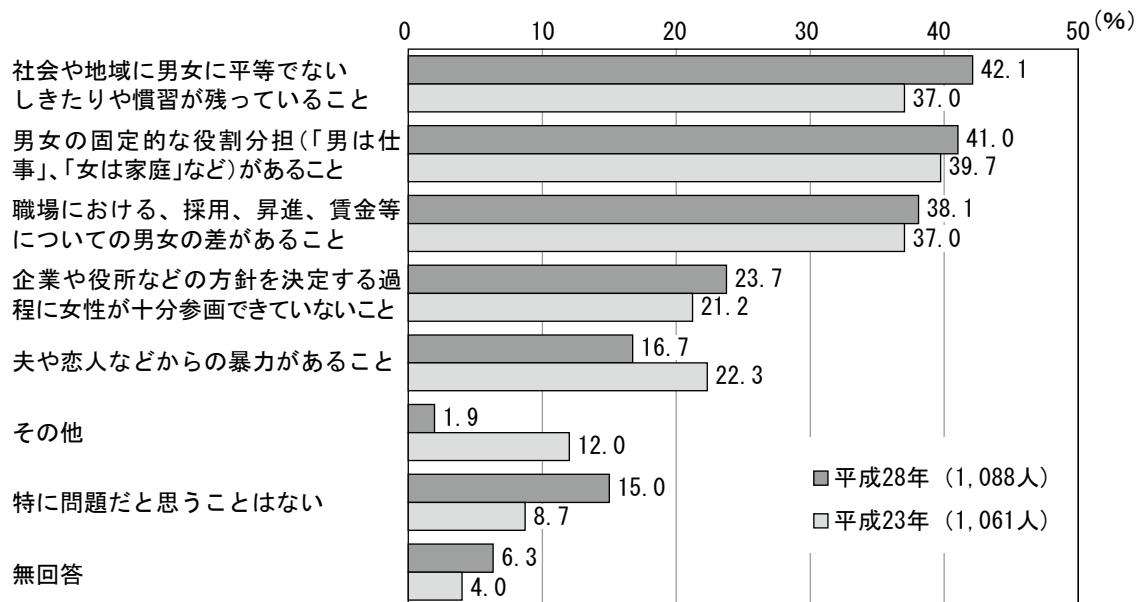
DVを含む様々な女性の課題については、女性相談センターや児童相談所に配置した女性相談員等の相談員の資質の向上を図るとともに、出張相談、巡回相談や弁護士相談等の専門相談の推進に

努めます。

性犯罪・性暴力被害については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「たんぼぼ」、「ストーカー電話相談」、「性犯罪被害相談電話（全国共通番号）#8103（ハートさん）」、「一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ」などの相談窓口の県民への周知を図るとともに、関係機関等と連携し迅速かつ適切な対応に努めます。

また、市町村に対して女性相談のワンストップサービスや配偶者暴力相談支援センターの設置など相談体制の充実を働きかけます。

■女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）



「人権問題県民意識調査」

2. 子ども

(1) 現状と課題

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。

国連は、1989（平成元）年に「子どもの権利条約」を採択しました。この条約には、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、社会全体が最善の努力をすることが明記されています。

我が国においては、1947（昭和22）年に「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されてきました。1999（平成11）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」の制定、また2000（平成12）年には、「児童虐待防止法」の制定など、子どもの人権を保護し擁護するための環境整備が進められました。その後、2016（平成28）年には、児童福祉法が改正され、児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明確に示されました。また、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の一層の強化等を図ることとされました。

2003（平成15）年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が制定され、2008（平成20）年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定されました。

いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから、2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

また、同年、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策法」が制定されました。

県では、計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための指針として、2015（平成27）年に「しまねっすくすくプラン（「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定しました。

また、2014（平成26）年に県教育委員会では「島根県いじめ防止基本方針」を策定（2018（平成30）年改定）し、いじめ防止等のための対策を市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者と連携し、総合的かつ効果的に推進しています。

2015（平成27）年には、「子どもの貧困対策法」第9条の規定により、「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、子どもの貧困対策への取組を推進しています。

2016（平成28）年には、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」を改定し、青少年を取り巻く環境の整備の助長、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止することを柱に青少年の健全な育成を図っています。

このように、法律や制度の充実は図られてきましたが、子どもたちがいじめ、体罰、虐待を受けるといった事案は発生しており、子どもたちの人権が十分に守られていない状況にあります。

（2）施策の基本的方向

2015（平成27）年に策定した「しまねっ子すくすくプラン」を踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。また、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。

①「子どもの権利条約」などの理解促進

義務教育学校・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、自らの権利を知ることは自分を大切にできることにつながり、自らを大切にできる人は他人も大切にできることを根底においた指導が行われるよう「子どもの権利条約」の周知徹底を図ります。

また、社会科、公民科、道徳、特別活動等の中で、子どもに対しても学習の場を設定します。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進を図ります。

②いじめの問題への取組

いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭など、社会全体で取り組むことが大切です。

県教育委員会では、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関する機関・団体との連携を図ります。

また、「いじめ相談テレフォン」などの電話相談を実施し、研修の充実や「いじめ問題対応の手引き」等の活用を通して教職員の資質向上に努め、生徒指導体制や教育相談体制の整備を図ります。

③不登校への取組

不登校の子どもへの支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが大切です。

不登校の子どもたちが行う多様な学習活動の実情を踏まえ、本人の意思を十分に尊重し、学ぶ意欲の向上を図りながら、個々の状況に応じた学習活動等が行えるような、相談体制・支援体制の充実を図ります。

④乳幼児や児童への虐待防止の取組

各市町村に設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。

また、虐待防止に関する幅広い広報・啓発を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組めます。

さらに、住民に、より身近な主任児童委員や市町村相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所の専門性の向上を図ることにより、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

⑤子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、困難やリスクに直面する子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいくために支援体制を整備し、取組を推進します。

⑥健全育成に向けての取組

島根県においても、図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。

このため、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等に基づく環境浄化の取組を、より一層強化するとともに、青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取組を推進していきます。

⑦相談体制の充実

県教育委員会では、学校にスクールカウンセラー¹⁴（*）や「子どもと親の相談員」（小学校）を配置するとともに、学校や関係機関の担当者を対象とした研修会を開催し、資質向上及び各相談機関の連携強化に努めます。また、家庭、友人関係、学校、地域などの環境に課題がある場合は、スクールソーシャルワーカー¹⁵（*）の支援も得ながら課題解決にあたります。

学校や教員が外部の専門スタッフ等と連携・分担し、「チーム学校」体制を整備し、学校における相談体制の充実を図ります。

児童相談所及び市町村児童家庭相談窓口においては、子どもに関する様々な相談に応じ、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

警察本部に設置の「ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番」及び各警察署の「少年相談窓口」においては、子どもに関する各種相談に応じながら、子どもの健全育成活動や保護対策等への取組を推進します。

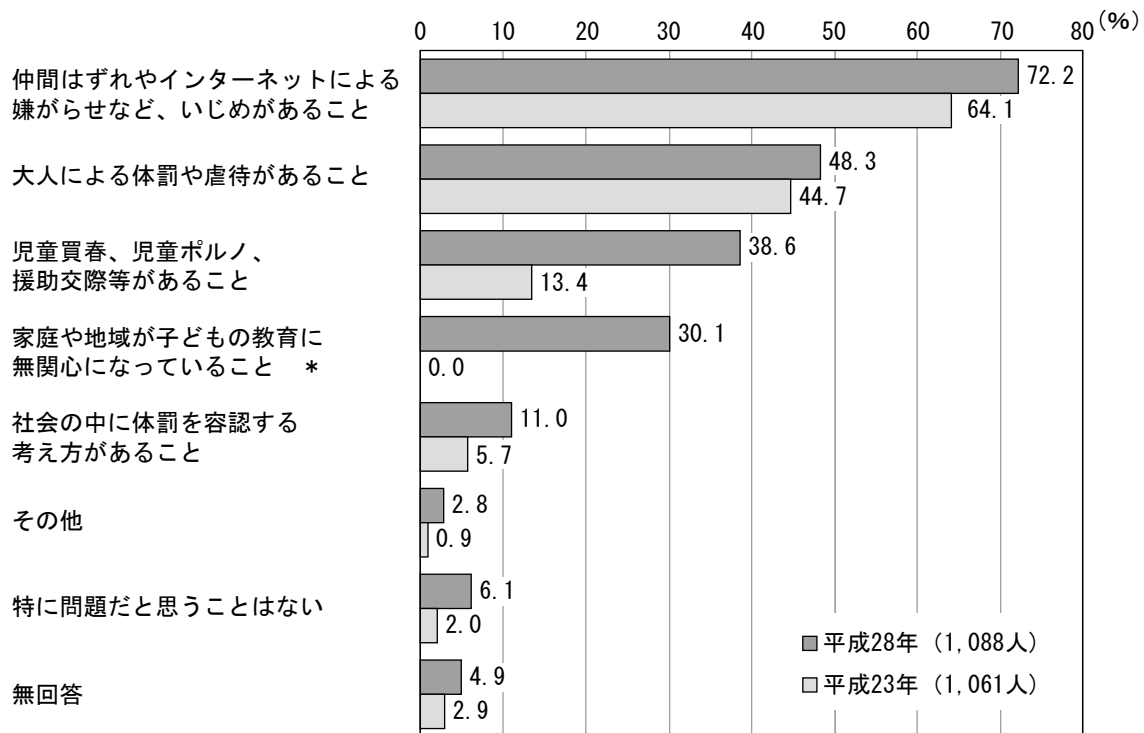
14 スクールカウンセラー

いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

15 スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(○はいくつでも)



*平成23年の調査時と選択肢の表現等異なっているが同様の主旨の選択肢で比較した。「家族や地域が子どもの教育に無関心になっていること」は前回調査時の選択肢になかったため0%になっている。

「人権問題県民意識調査」

3. 高齢者

(1) 現状と課題

国連は、1982（昭和57）年に、各国の高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」を採択し、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への参加の問題に視点を移し、同計画に沿った政策の推進を各国に求めました。

そして、1991（平成3）年には「高齢者のための国連原則」として「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を定め、1999（平成11）年を「国際高齢者年」として定めるなど様々な取り組みを進めてきました。

我が国においても、1995（平成7）年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢者が社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の構築が必要であるとされました。

2000（平成12）年には、高齢者の介護を社会保険の仕組みによって社会全体で支える介護保険制度が導入されました。

近年、高齢者等に対する人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分、悪質商法による被害が増加するなどの問題が生じています。

このため、2006（平成18）年には「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待の未然防止や早期の発見と対応、関係機関の連携による継続的な支援とともに、高齢者権利擁護に関する啓発、在宅養護者の支援等が国・地方公共団体の責務とされました。

県でも、2000年（平成12）に高齢者福祉の総合的な計画として「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」を策定し、3年ごとに評価分析を行い、2018（平成30）年には2020（平成32）年までの第7期の計画を策定するなど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、安心して日常生活を営めるよう取り組んでいます。

本県は全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行し、「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」等によれば、2030（平成42）年には県人口は約588千人（平成22年 717千人）、高齢化率¹⁶（*）は37.0%（平成22年 29.1%）まで上昇すると推計されています。

こうした状況の中、高齢者が地域で活躍できる環境の整備、介護サービスの充実、高齢者の権利擁護の推進等、県民誰もが高齢期を安心して過ごせるような社会の実現が一層求められています。

(2) 施策の基本的方向

市町村と連携し、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステム¹⁷（*）の構築の取組を進めるとともに、高齢者虐待の防止、権利擁護制度の活用等、

16 高齢化率

65歳以上の人口を総人口で除した割合。

17 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み。

高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

さらに、高齢者の知識と経験を生かした社会参加や地域住民との交流を進めるとともに、高齢者と地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

①福祉教育、意識啓発の推進

一人一人が心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等への理解を深め、生命を尊重する心や思いやりの心を育てる教育を推進します。

また、老人の日、老人週間を中心に、高齢者の長寿と健康を祝福するとともに、高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として、かつ、豊富な知識と経験を有する人であることを周知します。そして、高齢者が年齢にとらわれることなく生涯現役で、生きがいを持って生活できる長寿社会について、県民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。

②就労対策の推進

内閣府が2014（平成26）年に実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査」によると、60歳以上の高齢者の約3割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答しています。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、自らの生活の安定と生きがい、あるいは地域社会において一定の役割が果たせるよう関係機関と連携し支援します。

そのため、事業主に対し、高齢者の就職の機会の確保を要請するとともに、中高年齢者就職相談窓口（ミドル・シニア仕事センター）での就職支援、就業を希望する高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターの利活用の促進などの就業対策を推進します。

③高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアシステムの推進）

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

そのため地域包括ケアシステムの中核となる市町村等が設置する地域包括支援センター¹⁸（*）の地域ケア会議（センターで開催される高齢者への適切な支援や支援体制の検討を行う会議。専門的知識を有する者のほか、民生委員等の関係者、関係機関及び関係団体により構成）が有効に機能するよう、地域ケア会議の好事例の情報収集、提供及び研修等の支援を行います。

④互助の仕組みづくりの推進（社会参加の推進）

少子高齢社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠であり、スポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成し、地域活動を支える人材の育成を図り、自主的な高齢者のグループ活動や社会参加活動を通じて、生活の質の向上を追求できるような環境づくりを進めます。

また、老人クラブの活動支援などにより、自主的な元気高齢者グループの活動を活性化し、高齢者を含めた地域住民が主体となる支え合い活動を推進します。

18 地域包括支援センター

総合相談業務、要支援・総合事業対象者のケアプラン作成、地域ケア会議の開催、権利擁護事業などの業務を担当する地域包括ケアシステムの中核となる機関で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されている。

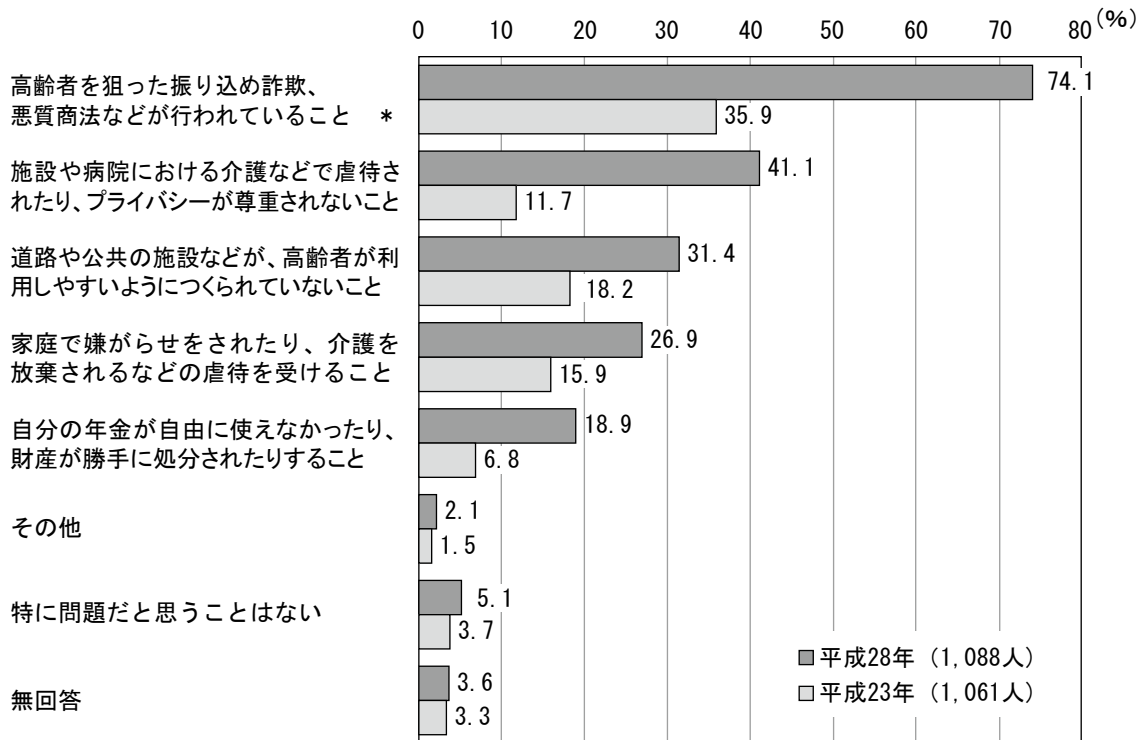
⑤権利擁護の推進

認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを県社会福祉協議会が代行する日常生活自立支援事業や、本人の意思決定を尊重しつつ、身上保護や財産等に関する法律行為を親族等が代行する「成年後見制度¹⁹（＊）」の利用促進に取り組むとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市町村計画の策定を支援します。

また、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、関係機関のネットワークの構築など支援体制の整備を進めます。

さらに、高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に関する情報を速やかに高齢者等へ提供するなど、関係機関と連携し高齢者の消費者被害の防止に取り組めます。

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（○はいくつでも）



*平成23年の調査では「悪徳商法の被害者になりやすいこと」という選択肢になっていた。平成23年の調査時と選択肢の表現等異なっているが、同様の主旨の選択肢で比較した

「人権問題県民意識調査」

19 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な成年者を保護するため、本人の判断に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための意思決定支援や身上保護（生活や療養看護（介護契約・施設入所契約・入院契約の締結等）に関する支援など）、財産管理を行う制度。

4. 障がいのある人

(1) 現状と課題

障がいのある人が飲食店の利用を断られたり、窓口で筆談に応じてもらえない事案が発生するなど、障がいのある人に対する理解や配慮はまだまだ十分とはいえず、その結果として、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえない状態にあります。

国においては、「障害者基本法」などに基づき、各種障がい者施策が講じられてきました。2002（平成14）年には、計画期間を2003（平成15）年4月から2013（平成25）年3月までの10年間とする「新障害者基本計画」及び、その計画の「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」（2003～2007年）が策定されました。

その後、国連においては、2006（平成18）年に「障害者権利条約」が採択されました。この条約では、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有の確保等を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加の促進等、障がいのある人の権利実現のために締約国が取るべき措置について規定されています。

この条約の理念を踏まえ、2011（平成23）年に「障害者基本法」が改正され、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。

その他、2011（平成23）年に「障害者虐待防止法」の制定、2012（平成24）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、2013（平成25）年に「障害者差別解消法」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正が行われ、2014（平成26）年には「障害者権利条約」を批准しました。

また、2013（平成25）年には、それらの障がい者制度の充実を踏まえ「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則とした計画期間を2013（平成25）年4月から2018（平成30）年3月までの5年間とする「第3次障害者基本計画」が策定されました。

県においては、2013（平成25）年に「鳥根県障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策の推進に取り組んできましたが、その後の国の動き等社会情勢の変化も踏まえ、2018（平成30）年に計画の改定を行いました。

2017（平成29）年に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、約8割の人が「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」を知らないと回答しています。また、約8割以上の人が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答しています。また、2016（平成28）年に県が行った「人権問題県民意識調査」では、障がいのある人に対する人権上の問題として、約3割の人が、「道路や公共の施設のバリアフリー²⁰（*）化が不十分で外出がしにくい」と回答しています。

障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、日常生活や社会生活において障がいのある人の活動を制限し、社会

20 バリアフリー

高齢者や障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語であり、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いる。

への参加を制約している様々な障壁を取り除くことが重要であることから、障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組や、障がいに対する正しい理解を深めるための広報・啓発、サービス基盤の整備や障がい児支援の充実、就労支援などを引き続き進めていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念として、2018（平成30）年に策定した「島根県障がい者基本計画」に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者施策を推進していきます。

①障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」の趣旨・目的等について、幅広く県民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発を実施していきます。

また、障がいのある人に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

②障がいに対する理解の促進

広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人一人が障がいや障がいのある人について理解を深めることができるよう啓発を推進していきます。

また、「あいサポート運動²¹（＊）」を推進し、県民一人一人が障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組んでいきます。

③特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム²²（＊）」の構築を図ります。

④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

義務教育学校・小学校・中学校・高等学校において、障がいのある子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障がいのある人等に対する理解を深めます。

21 あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動。

22 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組み。

また、各学校においては、教職員自身が福祉教育に関心や理解を持ち、子どもたちを指導するとともに、自らも福祉活動に参加し、体験するための福祉教育推進体制を整備するほか、教職員の福祉教育に関する研修プログラムの企画・実施などに努めます。

⑤地域生活の充実

障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障がい福祉サービス提供体制の整備を図ります。

⑥就労支援の取組

障がいのある人の就労の促進を図るため、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取組を着実にを行うとともに、労働、福祉、教育等の関係団体が連携し、各分野が一体となった取組を推進します。

また、「障害者雇用促進法」の改正により、2018（平成30）年4月1日から障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わり、あわせて障がいのある人の法定雇用率が引き上げられました。さらに同法では、雇用の分野における、障がいのある人を理由とする差別的取り扱いの禁止、事業主に対しては合理的配慮²³（*）の提供義務及び苦情の自主的解決の努力義務などが定められていることから、関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進します。また、障がい者委託訓練など障がいのある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施します。

⑦ひとにやさしいまちづくりの推進

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例²⁴（*）」の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、障がいのある人等の多様なニーズに対応できるよう、施設等のバリアフリー化や障がいのある人の意見及びユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を関係機関や各種団体と連携して推進します。

⑧権利擁護のための施策の充実

「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化します。

また、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施しています。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、市町村社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進しています。

「日常生活自立支援事業」における相談や契約件数は、累増しており、権利を擁護する社会的な

23 合理的配慮（「障害者雇用促進法」上の雇用の分野における合理的配慮）

労働者の募集及び採用時における、障がいのある人とならない人との均等な機会を確保するための措置（例：問題用紙を点訳・音訳する。）や、採用後、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置（例：車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整する。）を、障がいのある人の意向を十分に尊重して講ずること。

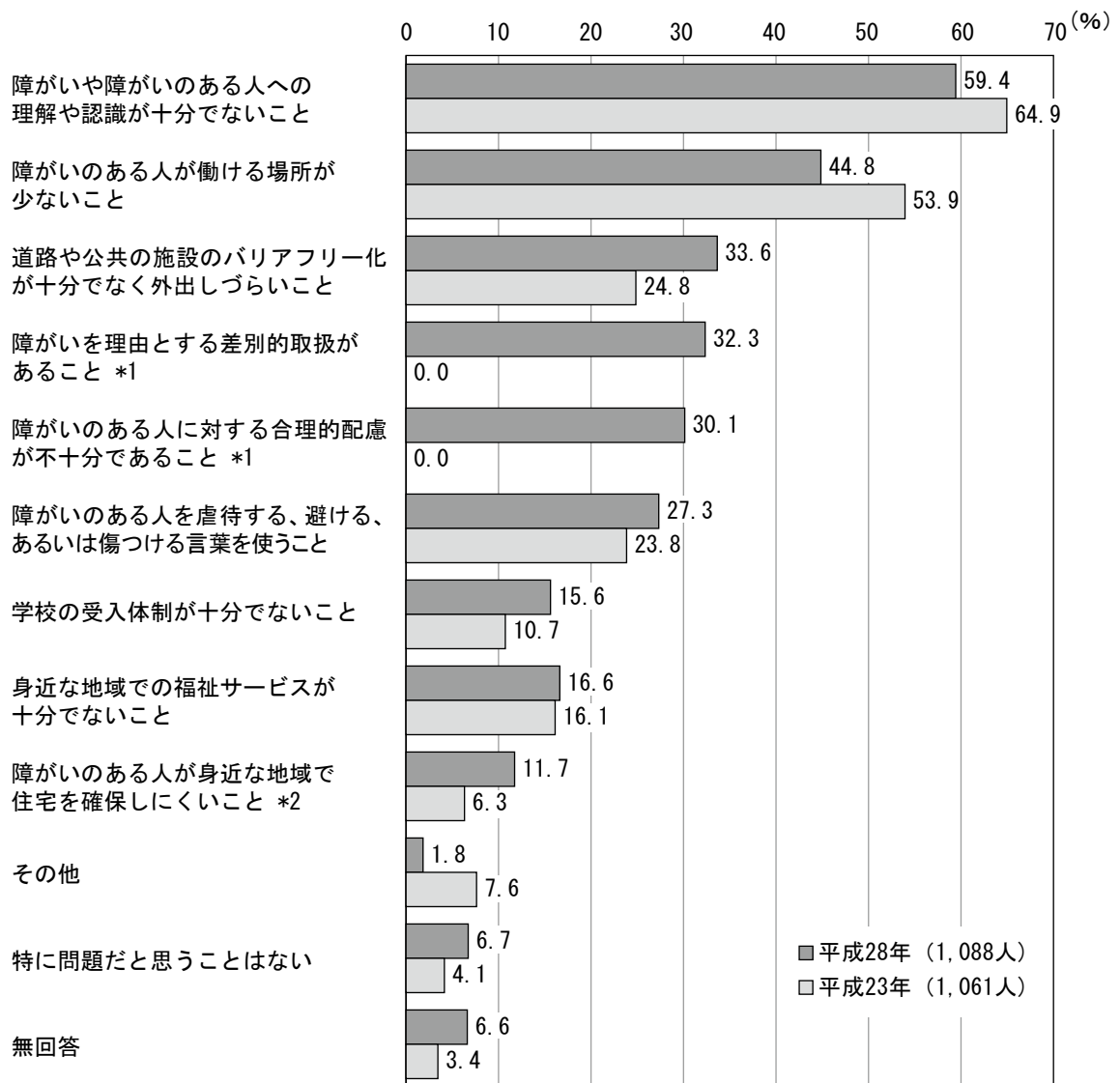
24 島根県ひとにやさしいまちづくり条例

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、高齢者や障がいのある人が生活しやすいまちでは全ての人が生活しやすいまちであるとの認識のもとに、ひとにやさしいまちづくりに関する県、市町村、事業者及び県民の責務や、ひとにやさしいまちづくりのための施策を推進する上で基本となる事項を定めたもの。平成10年制定。

支援制度として、今後ともニーズに応えられるよう現行の体制を維持し、サービスの質の向上を図ります。

また、財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による「成年後見制度」の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上保護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化していきます。

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○はいくつでも)



* 1 平成23年の調査では選択肢がなかったため0%となっている。

* 2 平成23年の調査では「身近な地域にバリアフリー化された住宅がないこと」となっている。

「人権問題県民意識調査」

5. 同和問題

(1) 現状と課題

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、「日本国憲法」によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以来、33年間に3度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施し、2002（平成14）年3月末の終了後も、残された課題については、一般対策により対応してきました。

鳥根県においても、これまで同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、生活環境の改善などの対策を積極的に推進しました。

また1994（平成6）年には、「鳥根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定などを図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

こうした取組と地区住民の自主的な努力により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善され、また県民の同和問題に対する理解と認識も深まりつつあります。

2015（平成27）年3月には、学校教育と社会教育の両面から様々な教育・啓発に取り組んだ成果として、「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」を発行し、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」を人権教育の柱に据え、すべての子どもたちの実態や背景に細やかに目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち生きる力を育む教育活動を推進しているところです。

県内各地に設置されている隣保館（10館）は、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、啓発や相談活動、教養文化活動を通じて、地域住民の社会的、経済的、文化的向上と同和問題の解決に取り組む、同和問題に関する正しい理解と認識が深まるなど大きな成果を上げてきました。そして2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」において、地域における多様な社会資源の一つとして自立支援機関との連携が求められており、より積極的な隣保館運営が行われることが期待されています。

さらに全国各地で発生した戸籍の不正取得を未然に防止するための「本人通知制度」も、2018（平成30）年度には県内10市町で導入されており、全般的には着実に進展を見ているところです。

しかしながら、依然として人々の心の中には、偏見や差別意識が根深く存在し、それが社会生活

の様々な場面で表出しており、部落差別の解消に向けては、今なお多くの課題が残されています。

県が2016（平成28）年に実施した「人権問題県民意識調査」における同和問題に関する人権上の課題に関する調査では、約6割の人が「結婚のときに家族や親戚などが反対すること」を指摘しています。そして結婚に関する調査では、「仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか」の質問に対して、条件付きを含め「結婚を認めない」が7.5%、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める」が25.1%となっており、32.6%の人が反対の意思を示すなど、2011（平成23）年の前回調査（36.7%）と比べれば下回っているものの、未だに結婚問題について差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。また同和問題の解決に向けて努力すべきだとする人の割合が減少し、成り行きに任せるという人の割合が増加しており、この問題に関する関心も薄れつつあると思われま

す。また、教育や就労、産業面においても課題が残るとともに、採用選考時における身元調査とも考えられる問題事象や、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も引き続き発生しています。

さらに、全国的にはインターネットを悪用した差別事象の深刻化や、身元調査や土地の問い合わせなど、今なお差別事象は後を絶たない状況にあります。

このような状況の中、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。この法律は部落差別の解消を明記した初めての法律であり、広く国民全体に部落差別のない社会の実現を呼びかけるもので大きな意義があり、また現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別のない社会を実現することを目的とし、国及び県市町村が相談体制を充実させること、教育及び啓発を行うことなどの部落差別解消に関する施策を実施することが定められています。

（2）施策の基本的方向

「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、隣保館等関係機関との連携を強化し、特に隣保館職員のスキルアップのために研修を行うなど、相談体制の充実を図るとともに、引き続き民間団体等と連携を図り、より一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進するなど、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策を実施していきます。また同和問題に関する正しい知識を得ることができ、その解決に向けた自主的な取組を促すことができるような研修に取り組みます。

また今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

さらに、戸籍等の不正取得の抑止が図られ、人権侵害の未然防止に効果がある「本人通知制度」についても、未導入の市町村について引き続き働きかけていきます。

①教育・啓発の推進

学校教育においては、一人一人の学びを保障し、将来を切り拓いていく力を育む教育活動の充実に取り組む努めをします。また教職員に対しては、同和問題の正しい認識を深めるとともに、同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいた取組の手法をすべての教育活動の場面において生かす

ことができるよう引き続き取り組みます。

社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるように、学習内容や方法等の創意工夫に努めるとともに、地域の実態と課題を的確に把握し、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、より一層効果的に推進していきます。

啓発においては「差別をなくす強調月間（7月12日～8月11日）」や、人権フェスティバル等において効果的な啓発に取り組むとともに、インターネットなどを活用した差別意識の解消に向けた啓発広報や講演会等の開催、啓発資料の作成などを行います。

これらの実施にあたっては内容や手法に一層の創意工夫を加え、またワークショップなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるようなものとなるよう取り組みます。

②就労問題への取組

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、島根労働局など関係機関と連携し、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など就職差別につながる行為をしないよう引き続き啓発に努めます。

また、県や民間の教育訓練機関での職業訓練や、若年者から中高年齢者に対する就労支援に取り組みます。

③就学援助への取組

児童生徒が、高等学校や大学等への進学や就労などの選択において希望する進路に進めるようにするため、一人一人の実態を把握し、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ各種制度の周知と活用の促進を図ります。

④生活環境への取組

すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らせることが大切であることから、定住の促進や高齢社会への対応、安全で安心な住まいなどの人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。

また、事業の実施にあたっては、地域の実情や事業の必要性を的確に把握の上、事業を推進していきます。

⑤産業振興への取組

産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。

商工業の振興を図るため、商工団体等と連携しながら、企業の経営状況に応じた相談・対応、技術向上のための研修、起業や新規事業創出などについて支援をしていきます。

また、農林水産業を振興するため、生産基盤及び加工流通施設等の整備を推進するとともに、営

農指導活動を展開します。

⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実

隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進できるよう支援します。特に「生活困窮者自立支援法」や「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実のための職員研修や関係機関とのより一層の連携に取り組みます。

また、隣保館が設置されていない地域においては、社会教育施設である公民館などを活用した広域隣保活動事業などにより、生活上の各種相談事業等を通じて地域住民の生活課題等を的確に把握し、適切に各種事業が推進できるよう支援します。

⑦「えせ同和行為」の排除

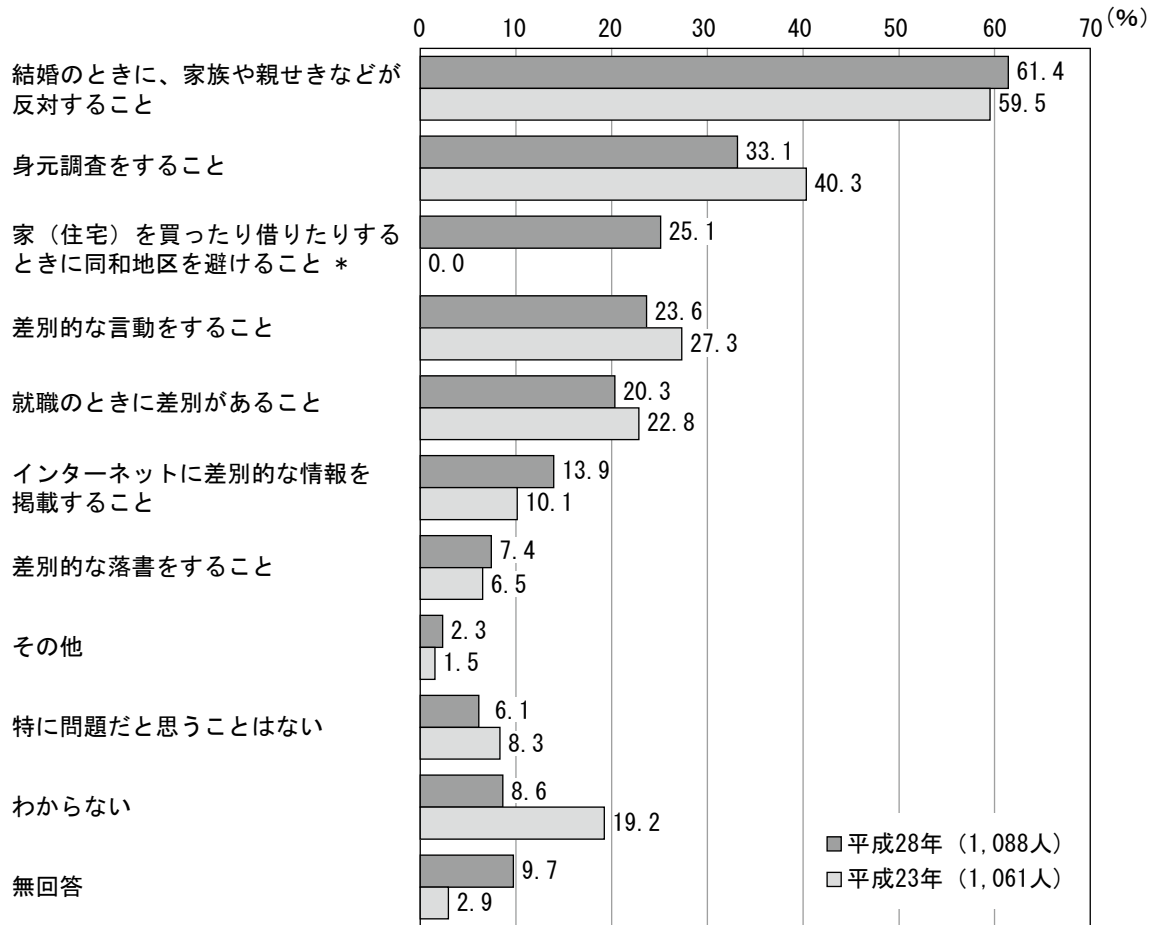
「えせ同和行為」は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。

このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

「えせ同和行為」に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。

このため県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、松江地方法務局や警察など関係機関と緊密な連携を保ち、より一層その取組の強化を図ります。

■同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○はいくつでも)

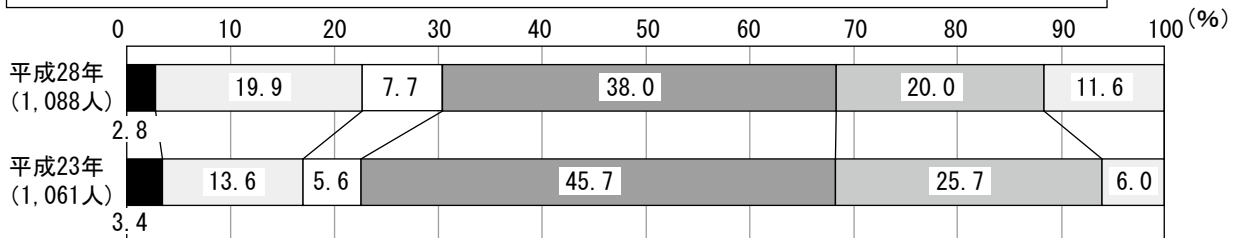


* 1 平成23年の調査では選択肢がなかったため0%となっている。

「人権問題県民意識調査」

■同和問題の解決に対するあなたの考えはどうか。(○は1つ)

- 同和地区外の人には直接関係のない問題だ
- 自分ではどうしようもない問題だから、成り行きに任せるより仕方ない
- 自分ではどうしようもない問題であり、誰かしかるべき人が解決してくれる
- 基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ
- よく考えてない
- 無回答



「人権問題県民意識調査」

6. 外国人

(1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、わが国で生活する外国人住民は年々増加する傾向にあり、その国籍や言語も多様化しています。県内の外国人住民は、2018（平成30）年末現在で8,875人、出身地は75の国・地域に及びます。

県では、国籍に関わらず全ての県民が共に生きる「多文化共生社会」を推進するため、関係機関、団体等と連携し外国人住民を支援するための各種施策を実施してきました。

しかし、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と外国人住民との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する様々な問題が生じています。

2011（平成23）年に外国人住民を対象として実施した「島根県在住外国人実態調査」では、「日常生活の中で差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか」という問に対して、約3割の人が「ある」と回答しています。

また、2016（平成28）年の「人権問題県民意識調査」では、外国人に関する人権について、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習が分からず支障をきたすこと」（46.9%）「日本人の異文化理解が十分でなく外国人に対する偏見を生みやすいこと」（33%）が問題だと回答するなど、外国人住民の人権が十分に尊重されていない状況がうかがえます。

さらに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となっています。こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。これらの状況を踏まえ2016（平成28）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

外国人住民の人権を守るためには、学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する理解を深めるとともに、日本人との相互理解と協力のもと、地域社会の構成員として共に生きていく社会づくりの推進が一層求められています。

(2) 施策の基本的方向

近年、留学や就労、結婚等、様々な理由で多様な国籍の外国人住民が増加しており、他の国の文化に接する機会も増えてきます。そうした文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が排除し合うことなく、日本人住民と外国人住民が同じ地域に暮らす住民として、相互に理解し、共に支え合うことにより、すべての県民が安全・安心に暮らす、「多文化共生社会」の実現を目指します。

①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進

学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み偏見や差別の解消を推進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことを県民に周知し、その解消に取り組みます。

②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進

保健、医療、福祉、防災などの行政情報の多言語化や外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語²⁵（＊）」の普及に取り組み、外国人が言葉の壁に遮られることなく必要な情報が得られるよう努めます。

また、公益財団法人しまね国際センターと連携し、公共機関等と外国人住民の橋渡しをするコミュニティ通訳ボランティア²⁶（＊）や災害時外国人サポーター²⁷（＊）等の各種ボランティアの登録・活用を図るとともに、市町村や民間団体が実施する多彩な文化交流を支援し、外国人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

③外国人住民のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国をはじめとした関係機関と連携し、各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止のための啓発に取り組みます。

④外国人住民のための相談体制の充実

外国人住民は、行政上の手続きの方法や制度の理解、転職、子どもの進学等、様々な生活場面でサポートを必要としています。そのため多言語による相談体制を充実させるとともに、公益財団法人しまね国際センターや関係機関等と連携し課題の解決に取り組みます。

25 やさしい日本語

普通の日本語より簡単で、外国人に分かりやすいように配慮した日本語のこと。阪神淡路大震災を契機に外国人に災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えるために、考え出されたもの。ポイントを押さえれば、誰でも使うことができる。また、子ども、高齢者、障がいのある人などにとってもわかりやすいコミュニケーション手段のひとつ。

(例 余震→余震(あとからくる地震))

26 コミュニティ通訳ボランティア

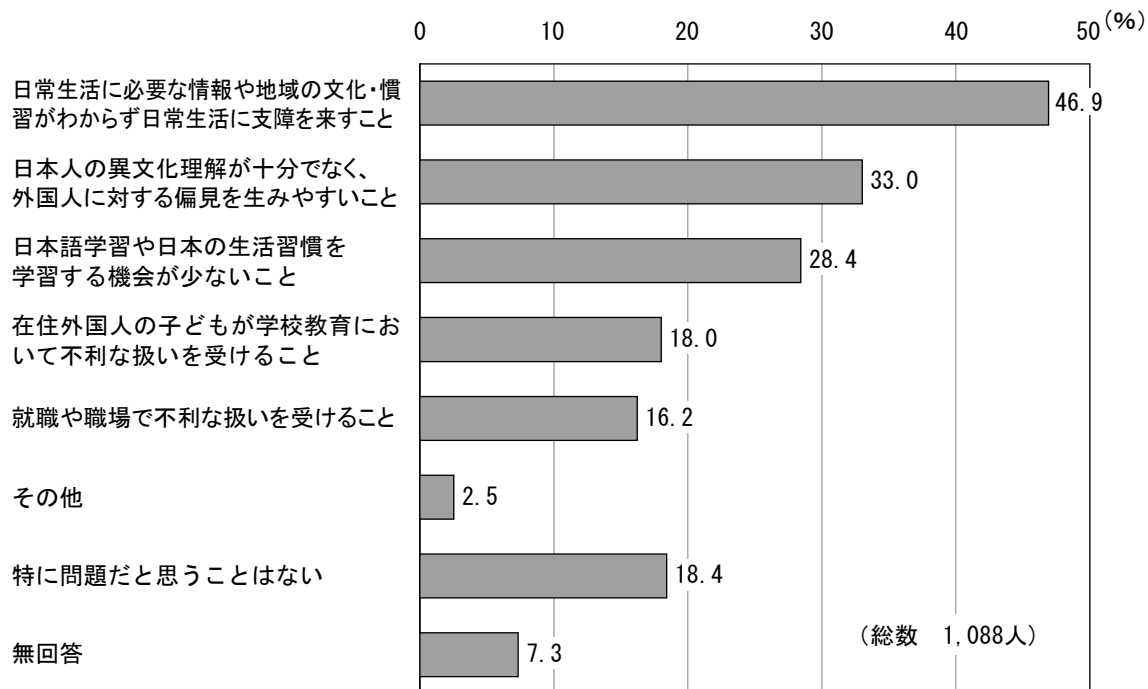
外国人住民が、島根県で安心して暮らせるよう、日常生活の様々な場面（行政窓口・教育・医療・福祉・各種相談・自治会活動等）に通訳を派遣している。言葉だけではなく、文化（制度の違い等）の橋渡しを行い、円滑なコミュニケーションができるよう支援している。

27 災害時外国人サポーター

大きな災害が起きたときに、島根県内または近郊で被災した外国人の支援を行うボランティア。具体的には、災害情報の翻訳、避難所巡回及び避難所での外国人住民への情報提供や聞き取りなどの活動が想定される。

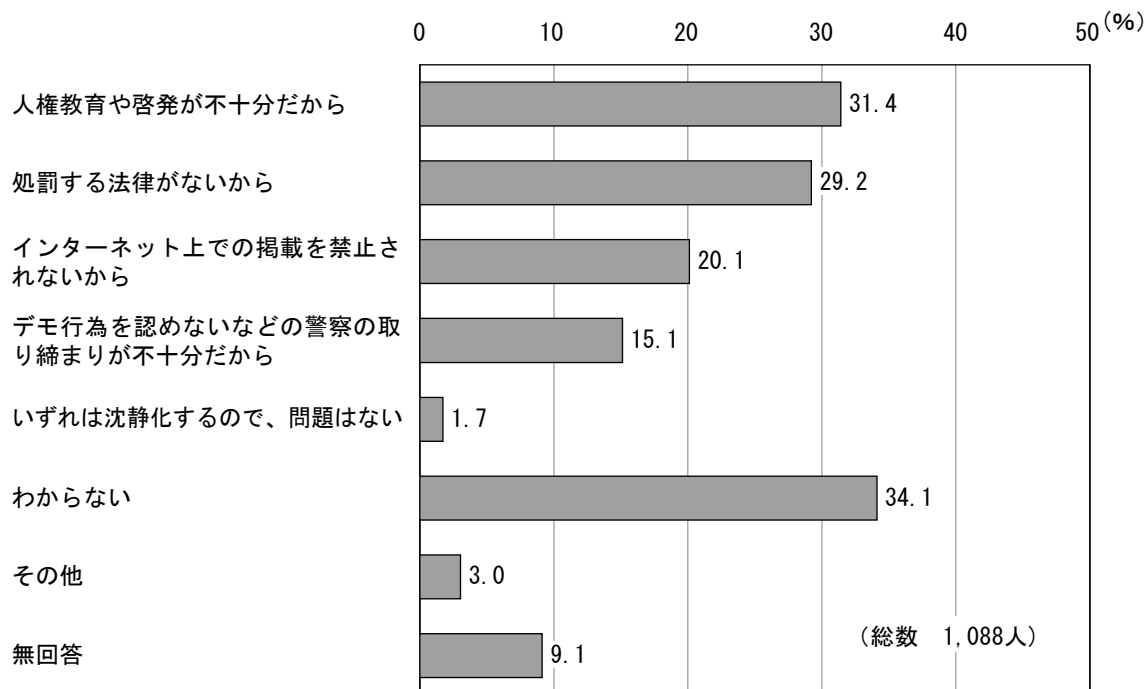
■日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

■ヘイトスピーチがなくなるには、何が問題だと思いますか。(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

7. 患者及び感染者等

(1) 現状と課題

ハンセン病やH I V（ヒト免疫不全ウイルス）等の感染症、膠原病等の難病に対する正しい知識と理解が十分とはいえない状況にあり、偏見や差別による患者や感染者等の社会生活の難しさが指摘されています。

ハンセン病に対する社会の理解は、1996（平成8）年に患者の療養所への強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止され、2009（平成21）年にハンセン病への偏見や差別の解消、療養所の入所者や退所者の支援等を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたことなどにより大きく進展しました。

県では島根県藤楓協会の活動（ハンセン病療養所入所者の里帰り、訪問・交流・啓発など）を支援するとともに、ハンセン病に対する正しい知識を普及するための啓発に努めてきました。

しかし、多くの療養所の入所者やその退所者は、根深い偏見や差別により、いまだに故郷に帰ることもできない状況にあります。一方で、入所者の高齢化等に伴い社会のハンセン病に対する問題意識の希薄化が懸念されています。

また、H I V感染者やエイズ患者（以下「H I V感染者等」という。）については、医療の拒否、病気を理由とした解雇など、人権への配慮を欠いた対応が問題となっています。

さらに、ウイルス性肝炎などその他の感染症についても、感染症についての理解が十分でないため、不当な偏見、差別を受けることがあると指摘されています。

県では、様々な機会を通じて、H I V感染者等やその他の感染症に関する正しい知識を普及するための啓発に努めましたが、依然として偏見や差別が解消されたとはいえない状況にあります。

このほか、膠原病などの難病患者については、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労が困難であったり、療養環境が十分でないなど、社会生活の難しさが指摘されています。県では、患者自らの意思で、その人らしい生活ができるよう、相談・支援体制の充実などに努めてきました。

2015（平成27）年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社会参加の機会の確保、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生する施策を講ずることを求めています。

2016（平成28）年に実施した「人権問題県民意識調査」では、「H I V感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」、「本人・家族が世間から偏見の目でみられること」と回答しています。

ハンセン病回復者に関する人権上の問題についても同様の回答がされています。

今後も継続して、関係機関、団体等と連携し、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、患者や感染者等の相談・支援体制の充実など人権が尊重される地域社会の実現に努めることが求められています。

(2) 施策の基本的方向

感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等がその人権を尊重され、不当な偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

島根県藤楓協会の活動を支援し、ハンセン病療養所入所者の福祉の増進や交流を図ります。

また、ハンセン病問題を風化させないように、様々な機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

②H I V感染者等に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発の推進

エイズに対する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めます。特に、青少年に対する普及・啓発を重視し、義務教育学校・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校でのエイズ（性）教育を推進します。

③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、様々な機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めます。

④難病患者等への支援

難病に関する専門相談、就労相談や研修機能を担う「しまね難病相談支援センター」を設置しており、各保健所と連携し、患者、家族へのきめ細かな支援体制の構築を図ります。

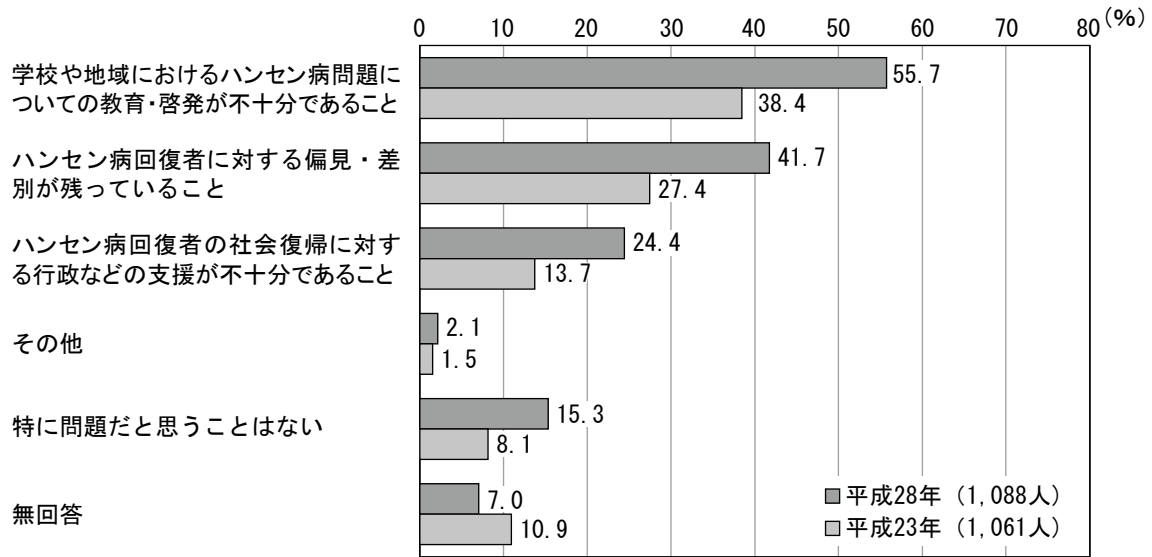
地域住民と協働した「難病フォーラム」の開催など、難病患者に対する県民の理解を深めるとともに、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援します。

⑤インフォームド・コンセントの普及

患者が同意の上で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの普及・啓発に努めます。

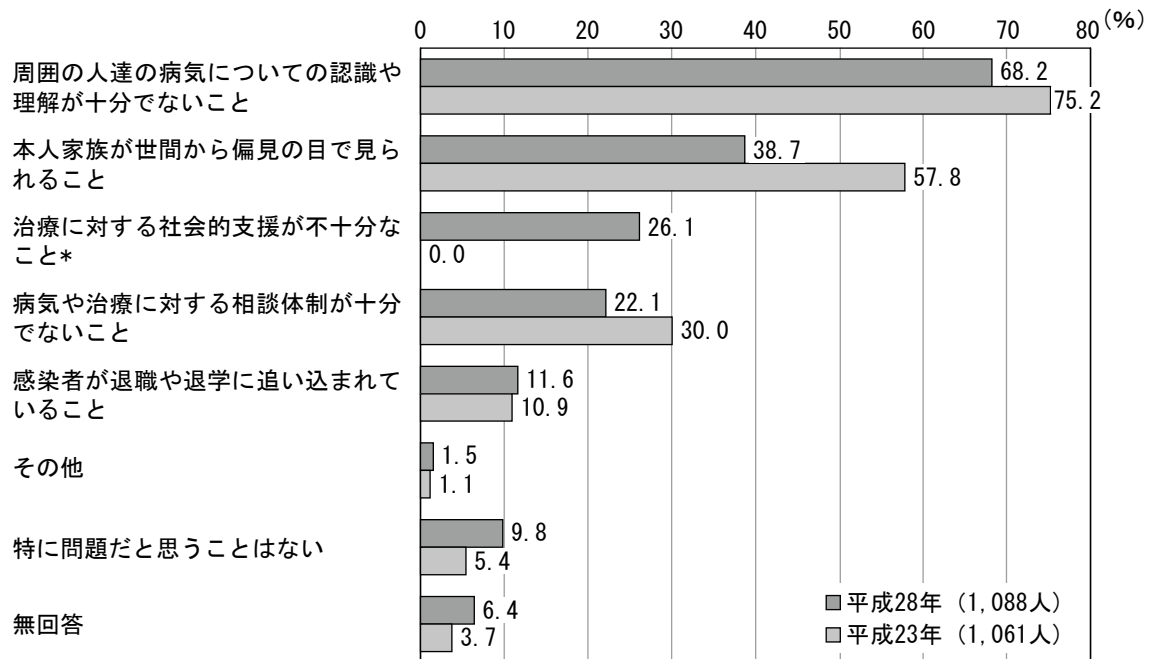
また、インフォームド・コンセントに関する相談については島根県医療安全支援センターにおいて対応し、必要に応じて患者又は医療機関に助言を行います。

■ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

■HIV（エイズの原因ウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○はいくつでも)



* 「治療に対する社会的支援が不十分なこと」は前回調査時の選択肢になかったため0%になっている

「人権問題県民意識調査」

8. 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は犯罪の直接的な被害にとどまらず、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材による精神的被害等の二次的被害で苦しめられることも少なくありません。

このような状況の下2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項が定められました。

翌年、国は「犯罪被害者等基本法」の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、経済的困窮や精神的被害などの二次的被害を支援するための具体的施策の推進を図ることとしました。

その後、2011（平成23）年「第2次犯罪被害者等基本計画」、2016（平成28）年「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利や利益の一層の保護が図られました。

県においても、このような動向を踏まえ、2006（平成18）年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等への支援を推進することを定め、県民の犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発、支援のための体制の整備などの取組を進めてきました。

2014（平成26）年には島根県公安委員会が一般社団法人島根被害者サポートセンター（2016（平成28）年4月から公益財団法人として認定）を県内初の「犯罪被害者等早期援助団体²⁸（*）」に指定しました。県と警察では、同センターとの連携強化により犯罪被害者等への支援、体制の整備などの施策に取り組んでいます。

また、2015（平成27）年には、島根県女性相談センター内に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「たんぽぽ」を創設し、潜在化しやすい性犯罪被害者に対する支援を行っています。

しかし、犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く県民の中に浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとはいえない状況にあります。犯罪被害者等がその受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活ができるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

「犯罪被害者等基本法」により、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

28 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいう。具体的事業として犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発、犯罪被害等に関する相談への対応などを行っている。

県では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を解消し、その権利や利益の保護を図っていきます。そのため、犯罪被害者等の視点に立ち、経済的、精神的、さらに、医療、住宅、雇用など生活全般にわたる様々な支援を被害直後から中長期にかけて、関係機関、団体等と連携して途切れなく実施していきます。

また、県民の犯罪被害者等に対する理解と配慮、そして協力が促進されるような広報・啓発を推進します。

①犯罪被害者等に対する理解の増進

犯罪被害者等による講演会の開催をはじめ、教育活動や広報・啓発を通じ犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという機運を醸成していきます。

②犯罪被害者等に対する支援の推進

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等への給付金の支給や医療費の一部公費負担、県営住宅への優先入居などの支援を実施します。

また、精神的負担については、警察が協力を得た精神科医や臨床心理士等によるカウンセリング支援や公益社団法人島根被害者サポートセンターと連携し、電話・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等の支援活動を推進します。

なお、これらの施策の推進にあたっては、犯罪被害者等に最初に接することとなる警察職員及び県・市町村等の関係機関の担当職員が、捜査や支援の過程において、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めます。

③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進

同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループの支援活動は、きめ細かで迅速な対応を可能にするもので、途切れのない支援を行う上で欠くことのできない存在であり、こうした自助グループへの支援に努めます。

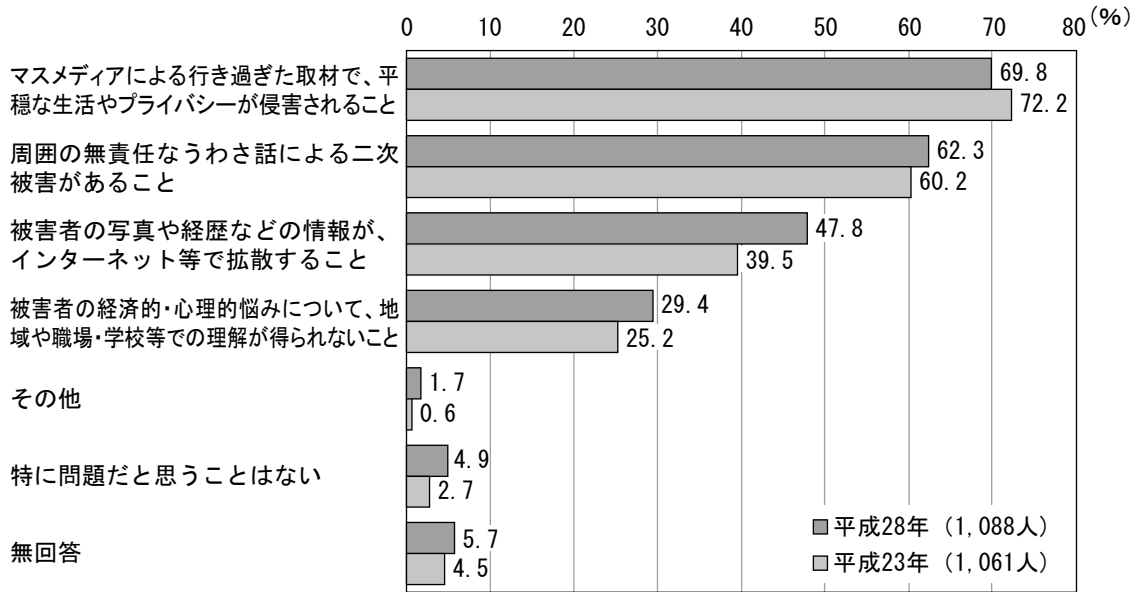
司法、行政、医療、民間企業等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を実施します。

犯罪被害者等からの相談については、総合的窓口としての「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」、「ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番」、「性犯罪被害相談電話（全国共通番号）＃8103（ハートさん）」、性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」、「一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ」など各種相談窓口の県民への周知と利用を促進します。

また、迅速・的確な相談対応に努めます。

■犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか

(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

9. 刑を終えて出所した人等

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、県民の意識の中に根強い偏見や差別があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。

また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

これらの状況を踏まえ、国は2008（平成20）年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」で、再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとしました。

2016（平成28）年には「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、犯罪を犯した者等の社会復帰のための施策を国、地方公共団体が進めることが定められました。

県では、これらの国の動きを受け、2009（平成21）年に「犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議」を設置して「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定し、矯正施設、保護観察所をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などと協力して社会復帰に向けた支援体制を推進することとしました。

また、2010（平成22）年には、島根県地域生活定着支援センターを設置（運営は島根県社会福祉協議会）し、高齢であり、又は障がい有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる人（以下「調整対象者」という。）に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を実施しています。

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、団体等と連携・協力して啓発に努めるとともに、社会復帰への支援を推進することが必要です。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と県民一人一人の理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

①刑を終えて出所した人等に対する理解の推進

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関・団体等と連携・協力して啓発に努めます。

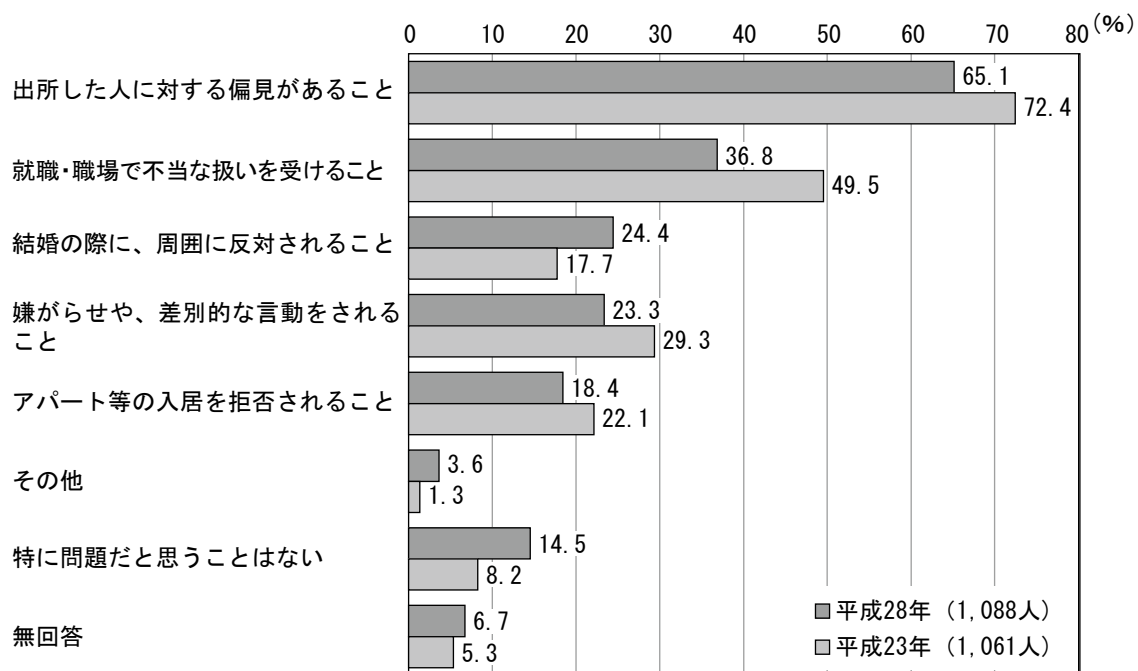
②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進

関係機関・団体等と連携し、社会復帰に向け、就労、住宅の確保等の支援体制を推進します。

また、調整対象者については、島根県地域生活定着支援センターを通じて相談、福祉サービスの充実などの支援に努めます。

■刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか

(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

10. 性的指向、性自認等（LGBT等）

（1）現状と課題

「性的指向」とは人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念です。そして、性の指向は人によって一様ではありません。しかし、恋愛・性愛の対象として異性ではなく同性や両性に対して愛情をいだく人は偏見や差別のまなざしで見られることがあります。

また、「性自認」とは自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいいます。身体は男性で、自分を女性と認識している人、身体は女性で、自分を男性と認識している人、男性、女性どちらにも当てはまらないと感じている人もいます。自分の性別をどのように認識するかは人それぞれ違います。多くの人は生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致しないことにより違和感を覚えたり、身体の手術を通じて「身体の性」と「心の性」の適合を望んだりすることもあります。

このような性的指向や性自認に関わるLGBT²⁹（*）等の当事者は、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、様々な問題に直面しています。日本人に占めるLGBT等の割合は10%近くであると推定³⁰（*）されています。

2004（平成16）年に「性同一性障害³¹（*）者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害者特例法」という。）」が施行され、一定の基準³²（*）を満たせば、戸籍上の性別の取扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。さらに2008（平成20）年には「性同一性障害者特例法」が一部改正され要件の緩和が図られましたが、依然、未成年の子がいないこと、生殖機能の放棄や身体変容などが定められており、性同一性障がい者が望む性に変更することは容易ではなく、さらなる緩和を求める意見もあります。

性的指向に関しては、近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。我が国でも、一部の自治体においては、同性パートナーシップの

29 LGBT

LGBTとは、下記の頭文字を取って組み合わせたもの。

L：女性の同性愛者（Lesbian:レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay:ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual:バイセクシュアル）

T：体と心の性が一致していないため身体に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人（Transgender:トランスジェンダー）

30 公益財団法人人権教育啓発推進センターの啓発資料「性の多様性を考える（平成29年3月発行）」による。

31 性同一性障害

トランスジェンダーのなかで、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに對する医学的な疾患・診断名。

32 一定の基準（「性同一性障害者特例法」第3条）

次のすべての条件を満たすこと

①20歳以上であること

②現に婚姻していないこと

③現に未成年の子がいないこと

④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態であること

⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

関係にあることを証明するなどの新たな動きも見られます。

2015（平成27）年には、文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県に通知、さらに翌年には通知に基づく対応の在り方についてまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の手引きを示し、きめ細かな対応を行うよう求めています。

県では、LGBT等に対する周囲の理解の不足が偏見や差別の要因の一つと考えられることから、県民に対し啓発資料の配布、講演会等を実施し、LGBT等に対する理解を深める啓発を推進してきました。また、教育現場においても、多様な性に対する教職員の理解を深めるとともに、国の通知等に基づき児童生徒に対して適切な対応を行える体制の整備に取り組んでいます。

2016（平成28）年に県が実施した「人権問題県民意識調査」において、LGBT等の問題に対する理解の不足を指摘する回答が最多であったことから、県民に対する啓発を強化していく必要があります。

（2）施策の基本的方向

LGBT等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、周囲の一人一人がLGBT等について正しい理解と認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組めます。特に学校においては、児童生徒に対するきめ細かな対応に取り組めます。

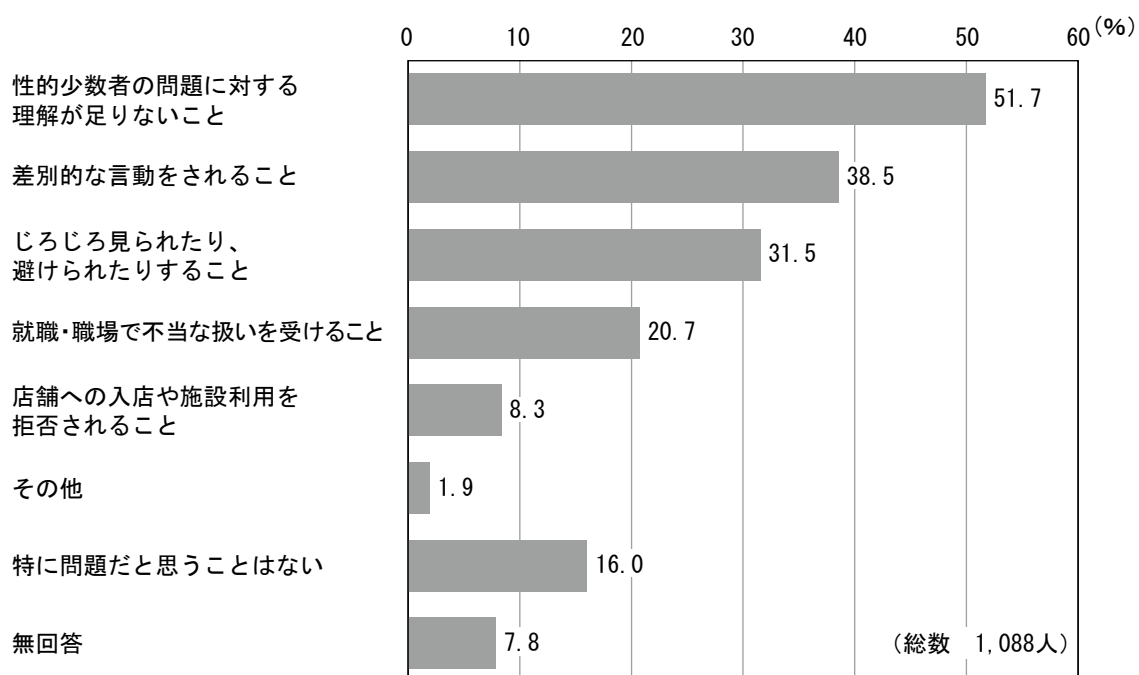
①県民に対する取組

地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民への啓発や相談対応の充実を図っていきます。

②学校における取組

LGBT等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、児童生徒のLGBT等についての理解につながる、多様性を認め、固定的な考え方や偏見にとらわれない態度や他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を推進し、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組めます。

■性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）



「人権問題県民意識調査」

11. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性などを悪用した深刻な人権侵害が全国的に増加傾向にあります。

国は、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）」を施行し、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

また、「プロバイダ責任制限法」に係るガイドライン等では、情報の削除要請があった場合のプロバイダ等のとるべき行動基準や情報発信者が遵守すべき事項を定めるなど、被害者の迅速な救済や人権侵害の発生の防止に向けた取組を進めてきました。

県としても、インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、様々な場で情報モラルや、人権に関する正しい知識を持ってインターネットを利用することについて啓発を実施し、また偏見や差別を助長する恐れのあるホームページについては、法務局を通じて削除要請を行いました。

しかしながら、依然としてインターネット上では個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しており、効果的かつ総合的な対策が求められています。

一方、2016（平成28）年に行った「人権問題県民意識調査」によると、この問題について約25%の人が関心を持っていると回答しています。また人権侵害が起こっている原因としては、監視体制が不十分、取り締まりができる法律がない、学校での子どもへの情報モラル教育や保護者への啓発が不十分、利用者やプロバイダ等に対する啓発・広報が不十分であるということにそれぞれ4割以上の人が回答しています。

今後も発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく必要があります。

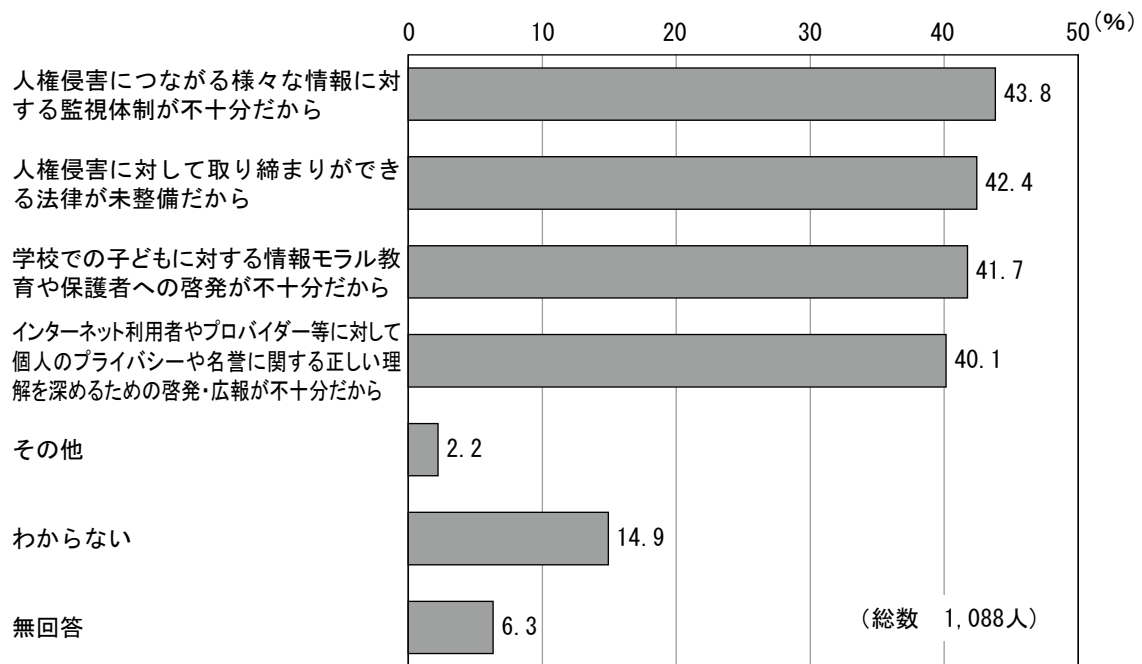
(2) 施策の基本的方向

県民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校や職場、地域などで様々な機会を通じて啓発を推進します。

また、定期的にインターネットの電子掲示板などのモニタリングを実施したり、法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

さらに、インターネット上の人権侵害情報の氾濫などを抑制していくため、国に対し「プロバイダ責任制限法」の改正等実効性のある制度の確立を要望していきます。

■インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思いますか。(○はいくつでも)



「人権問題県民意識調査」

12. 様々な人権課題

(1) プライバシーの保護

1) 現状と課題

プライバシーの保護は、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穏に過ごすために必要不可欠です。個人情報の流出や漏洩は個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。

個人の権利利益を保護するために、県においては、2002（平成14）年に「鳥根県個人情報保護条例」を、国においても、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行し、官民を通じて、個人情報保護制度を整備してきました。

しかし、近年、情報化の進展によりUSBメモリーなどデータ記憶媒体の紛失だけでなく、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが侵害される事象が発生しています。

また、2013（平成25）年には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定され、国民一人一人に個別のナンバーが振り分けられるなど、個人情報の取扱いに一層の厳格化が求められるようになりました。

2) 施策の基本的方向

個人情報保護法等の法令に基づき、個人情報が適切に取り扱われるよう、個人情報保護の重要性、情報の収集・発信における責任やモラルに関する啓発を推進します。

(2) 迷信

1) 現状と課題

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち」は、鳥根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

同和対策審議会の答申は、「昔ながらの迷信、非合理的な偏見などが同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである」と指摘しています。

県でも、迷信や非合理的な偏見は差別を生む要因のひとつであると考えています。人々が根拠のない迷信を信じ、自分の自由な意思によらず、安易に「世間」に同調して行動することは、事実無根の風評や誤った考え方を無批判に受け入れることにつながり、それを理由として差別や人権侵害が行われることを懸念するからです。

根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないよう啓発を実施することが必要です。

2) 施策の基本的方向性

研修等様々な機会を通じて、迷信と偏見・差別について啓発を行います。

(3) アイヌの人々

1) 現状と課題

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族です。

しかし、過去の同化政策などにより、伝統的生活を支えてきた狩猟や漁労が制限又は禁止されたうえ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。

こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、偏見や差別が依然として存在しています。

このため、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が制定されました。

また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

その後、国はアイヌ政策をさらに推進するため「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を開催し、2009（平成21）年に報告書を取りまとめました。同報告書を受けて、2010（平成22）年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催し総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

県ではこうした法律や決議の趣旨に沿って、県民のアイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めています。

2) 施策の基本的方向

県民のアイヌの人々への理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図るために啓発に努めます。

(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1) 現状と課題

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者883名（平成29年4月現在）に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。

国においては、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）」を制定し、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）を解決するため最大限の努力をすることを宣言し、地方公共団体においても拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう求めました。

県では、この法律の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携を図り、拉致問題等の県民への啓発に努めてきました。

しかし、拉致被害者やその家族が高齢となる中、拉致被害者全員の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況となっています。また、内閣府が2017（平成29）年に実施した外交世論調査では北朝鮮への関心事項として日本人拉致問題等を挙げた人の割合が、平成14年以降初めて8割を下回るなど拉致問題等に対する国民の関心の希薄化が懸念されています。

2) 施策の基本的方向

拉致問題等への取組には、国民世論の支持と理解が不可欠です。拉致問題等についての県民の関心と認識を深めるため、国や市町村と連携を図り、拉致問題等の広報・啓発に取り組みます。

(5) ホームレスの人権

1) 現状と課題

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。

こうしたホームレスの人々の生活の自立を支援するため、2002（平成14）年に生活保護法の適用などの施策目標を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されました。

この法律に基づき、「ホームレスの実態に関する全国調査」が毎年実施され、2017（平成29）年1月現在、ホームレス数は全国で5,534人となっています。県内では確認されていませんが、生活場所を移動している人もおられるため、正確な実態把握は困難な面があります。

県では、これまで生活保護制度の活用等により、必要な個別支援、相談対応などを実施してきました。

2015（平成27）年には、生活困窮者自立支援法が施行され、ホームレス対策として、一時生活支援事業（衣食住の提供）、自立相談支援事業（生活習慣の改善、就労支援等）などの活用が可能となりました。

今後も、ホームレスの社会復帰を支援し、偏見や差別の解消に努めることが必要です。

2) 施策の基本的方向

各福祉事務所等において必要な個別支援、相談対応等が適切に実施され社会復帰ができるよう支援します。併せて、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発に努めます。

(6) 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

1) 現状と課題

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

2004（平成16）年内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を推進することとした。

その後、人身取引対策を一層推進するために2009（平成21）年、2014（平成26）年にそれぞれ新たな「人身取引対策行動計画」が策定されました。

県においても、「外国人問題対策連絡協議会」、「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」などの会議を通じ、入国管理局及び労働局など関係機関との情報交換を行い、被害の防止、被害者からの相談・保護が求めやすい環境づくりに取り組むとともに、講演会、講習会等を通じ人身取引防止のための広報・啓発に努めています。

2) 施策の基本的方向

人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。県民への啓発に努めるとともに、関係機関と連携を強化し、被害の防止、被害者からの相談や保護が求めやすい環境づくりに努めます。

（7）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

1) 現状と課題

中国残留邦人は、昭和20年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々です。帰国までに長期間を要したことから、多くの人が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面しています。

このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を進めるとともに、地域社会における自立、生活の安定を図るため医療費、住宅費等の経済的支援などを実施してきました。

今後も、市町村と連携を図り支援給付などの生活支援に努める必要があります。

2) 施策の基本的方向

日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を深めるとともに、市町村と連携を図り支援給付などの生活支援に努め、地域社会における生活の安定を図ります。

（8）災害と人権

1) 現状と課題

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人等の災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい被災者（以下「災害時要配慮者」という。）について十分な配慮がさ

れていないことが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題化しました。

県では、2016（平成28）年3月策定の「島根県国土強靱化計画」、2017（平成29）年10月策定の「島根県地域防災計画」において、災害時要配慮者に対する避難時の情報発信体制、避難所等における相談体制の整備などに努めることとしています。

災害時においては、県民がお互いを尊重し助け合うとともに、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを推進することが必要です。

2) 施策の基本的方向性

被災者の視点に立った施策を推進し、災害時にもすべての被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。

特に、災害時要配慮者については、市町村、関係機関、団体等との協力体制を構築し避難等が円滑に行えるよう支援します。

また、災害時要配慮者への災害情報の伝達については、聴覚障がい者への災害情報伝達のための文字情報受信システムや外国人や子ども、高齢者にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及などにより円滑な情報伝達が行われるよう努めます。

さらに、社会福祉施設、病院等における施設入所者の生活維持に必要な医薬品等の備蓄、避難誘導体制等の確立などを推進します。

(9) その他の人権課題

その他この「基本方針」に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

Ⅲ. 施策の推進

県は、人権に関する全庁的な推進体制を構築し、国、市町村、関係団体との一層の連携・協力のもと、総合的かつ効果的な人権教育・啓発及び人権に係る施策を推進します。

1. 推進体制とフォローアップ

この「基本方針」の推進にあたっては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など、個別の人権課題を所管する部局の取組はもとより、全庁的な推進組織である「島根県人権施策推進会議」において関係部局間の密接な連携のもとに諸施策を実施するとともに、推進状況を毎年フォローアップしていきます。

また、「島根県人権施策推進協議会」の提言を取り入れながら実効ある推進を図っていきます。

さらに、県民の人権意識を高めるために、人権啓発推進センターを拠点として、人権情報の収集・提供や啓発・研修の実施、指導者の養成、人権相談、人権問題に関する調査・研究などを実施し、一層の人権教育・啓発の推進に努めていきます。

2. 国や市町村との連携・協力

「基本方針」に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び市町村との役割分担を踏まえ、緊密な連携と協力のもとに取り組めます。

そのため、松江地方法務局、県及び関係団体で構成する県レベルの「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」並びに松江地方法務局、各支局、その管内の市町村及び県で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携を強化し、効果的な人権教育・啓発を進めていきます。

また、市町村は、地域住民と最も身近に接していることから、地域の実情に応じた、きめ細かな人権教育・啓発を進める実施主体です。市町村に対する情報提供や市町村における人権教育・啓発の指針の策定支援などを行うとともに、十分な連携を図りながら取組を進めていきます。

3. 民間との協働の推進

県内には、自ら学習会を主宰したり、人権侵害を受けている当事者の支援を行うなど、人権教育・啓発に自主的に取り組むNPO等の民間団体があります。

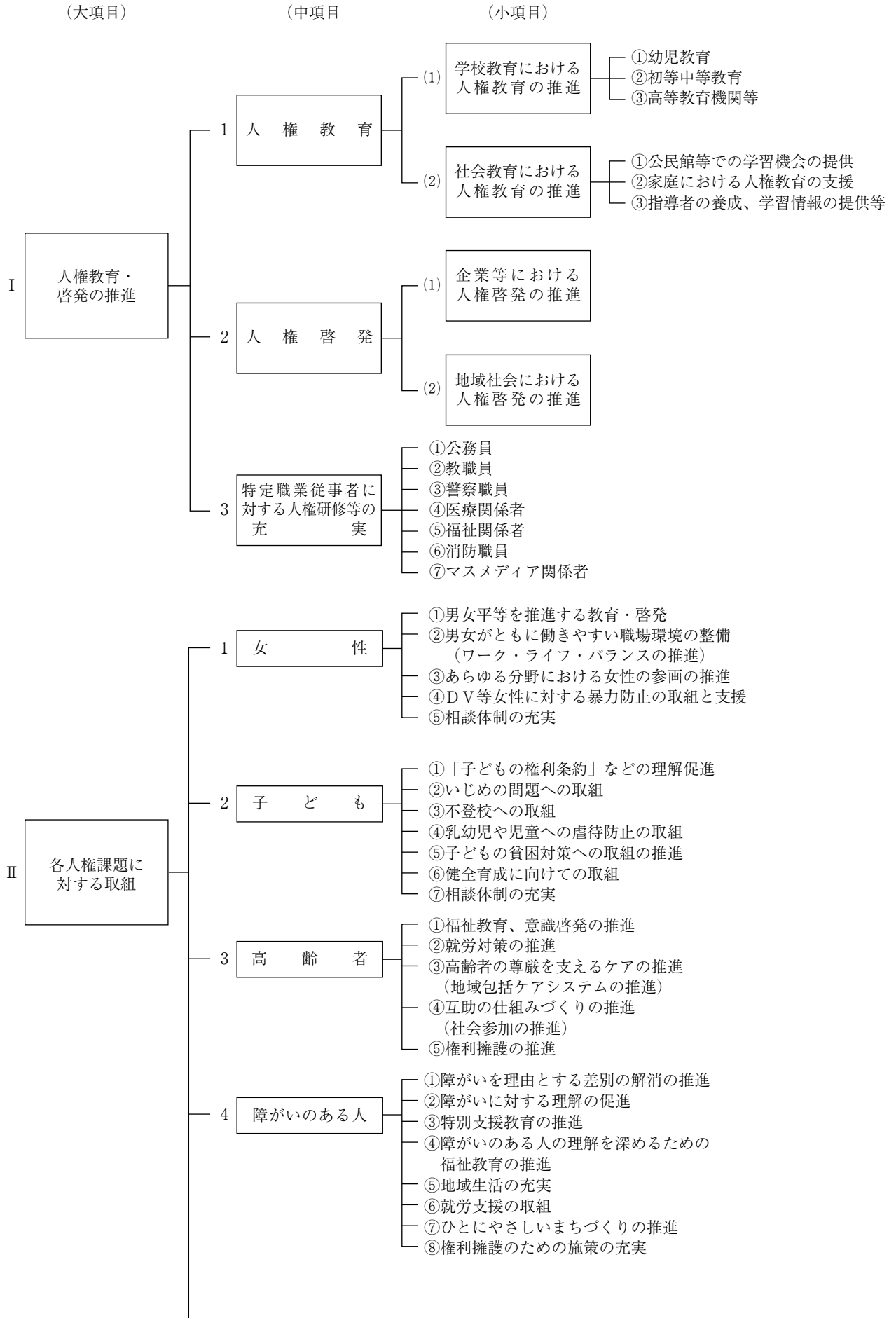
こうした民間の活動は、草の根的な運動として県民の共感を呼び、県や市町村が取り組んでいない先駆的事業展開や住民ニーズ・地域課題への柔軟な対応などの成果を挙げており、島根県の人権教育・啓発の重要な担い手です。

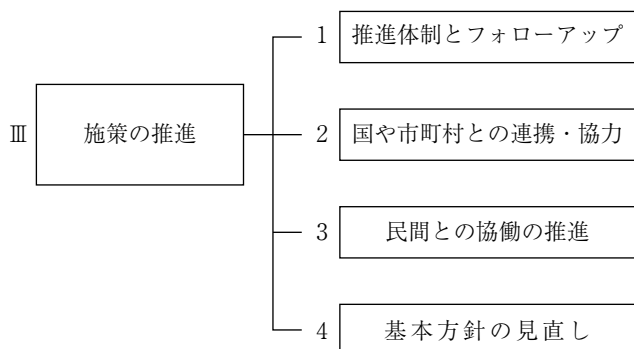
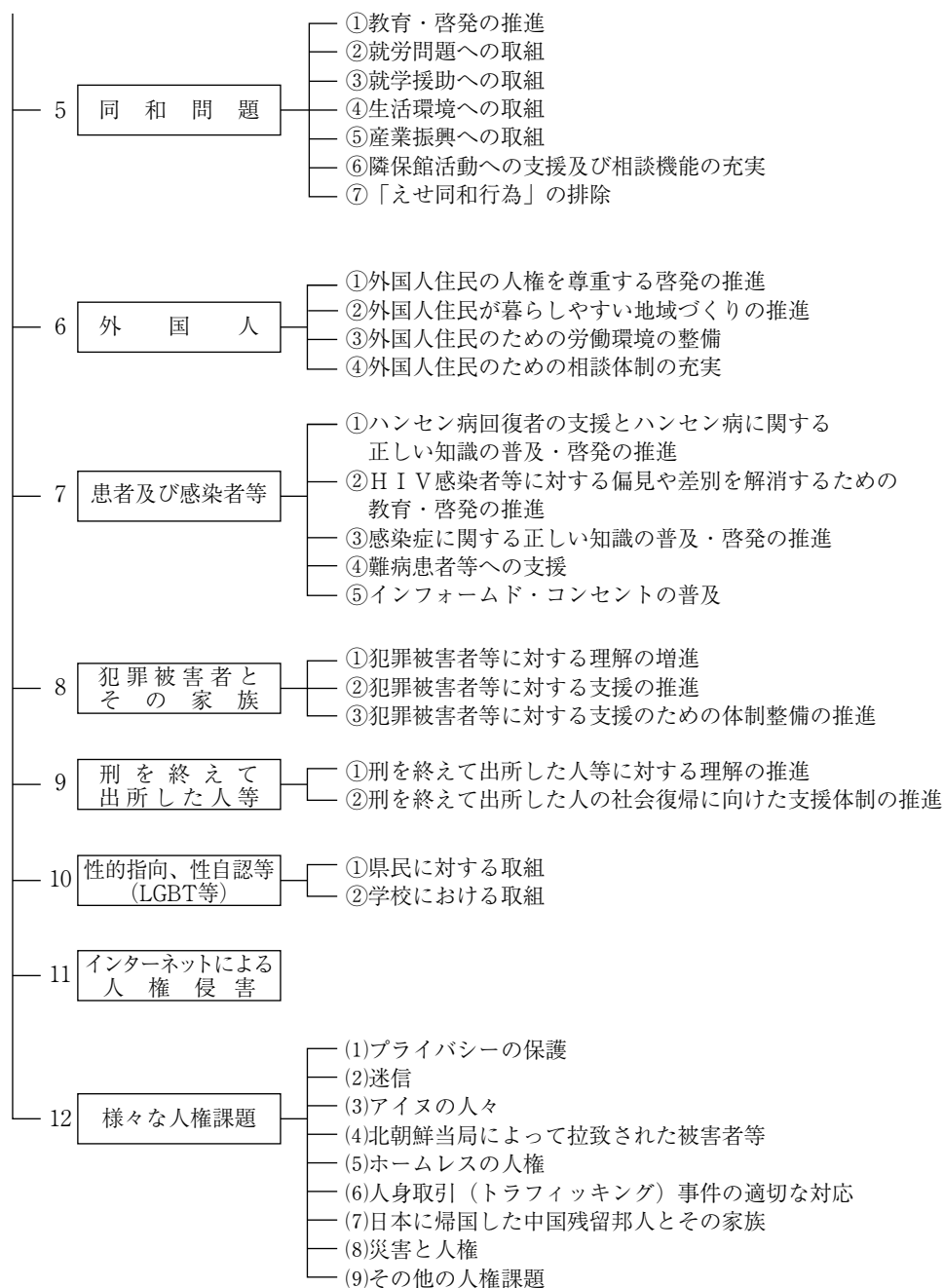
県としては、これらの活動を支援するとともに、連携・協力して、課題解決に対する県民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

4. 基本方針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

島根県人権施策推進基本方針の施策体系





資

料

人 権 年 表

年	国 連	国	県
1946	S 21	◎国連人権委員会の設置	○「日本国憲法」公布
1947	S 22		○「日本国憲法」施行 ○「教育基本法」制定 ○「児童福祉法」制定
1948	S 23	◎「世界人権宣言」採択	
1949	S 24	◎「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	○「身体障害者福祉法」制定 ○「人権擁護委員法」制定
1950	S 25		○「生活保護法」制定
1951	S 26	◎「難民の地位に関する条約」採択	○「児童憲章」制定
1953	S 28	◎「婦人の参政権に関する条約」採択	
1955	S 30		○「婦人の参政権に関する条約」批准
1958	S 33		○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959	S 34	◎「児童の権利に関する宣言」採択	
1960	S 35		○「知的障害者福祉法」制定 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）制定
1963	S 38		○「老人福祉法」制定
1965	S 40	◎「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択	○「同和对策審議会答申」提出 ◇「島根県青少年の健全な育成に関する条例」制定
1966	S 41	◎「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約／A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約／B規約）採択	
1967	S 42	◎「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」（女子差別撤廃宣言）採択	
1968	S 43	◎「国際人権年」 ◎「第1回世界人権会議」	
1969	S 44		○「同和对策事業特別措置法」制定
1970	S 45	◎「国際教育年」	○「心身障害者対策基本法」制定
1971	S 46	◎「人種差別と闘う国際年」	○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定
1972	S 47		○「勤労婦人福祉法」制定
1973	S 48	◎「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	

年		国 連	国	県
1975	S 50	◎「国際婦人年」 ◎「障害者の権利に関する宣言」採択		
1976	S 51	◎「国連婦人の10年」(1976～1985)		
1979	S 54	◎「国際児童年」 ◎「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約)批准	
1980	S 55		○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定	
1981	S 56	◎「国際障害者年」	○「難民の地位に関する条約」批准	
1982	S 57	◎「高齢者問題国際行動計画」採択	○「地域改善対策特別措置法」制定 ○「障害者対策に関する長期計画」策定	◇「障害者対策に関する島根県長期計画」策定
1983	S 58	◎「国連障害者の10年」(1983～1992)		
1984	S 59	◎「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択		
1985	S 60		○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)批准 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定(「勤労婦人福祉法」の改正)	
1986	S 61	◎「国際平和年」	○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定(「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の改正)	
1987	S 62		○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)制定	
1989	H 元	◎「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	○「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」(ゴールドプラン)策定 ○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)制定	
1991	H 3	◎「高齢者のための国連原則」採択	○「育児休業等に関する法律」制定	◇「島根県同和対策協議会」設置

年		国 連	国	県
1992	H 4			◇「今後における同和対策のあり方について」島根県同和対策協議会提言
1993	H 5	◎「世界の先住民の国際年」 ◎「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 ◎「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「障害者基本法」制定（「心身障害者対策基本法」の改正） ○「障害者対策に関する新長期計画」策定	◇「島根県障害者対策ダイヤモンドプラン（障害者対策に関する島根県新長期計画）」策定
1994	H 6	◎「世界の先住民の国際年の10年」（1994～2004） ◎「国連人権高等弁務官の創設」	○「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）批准 ○「新・高齢者保健福祉推進十カ年戦略（新ゴールドプラン）」策定	◇「島根県同和対策推進計画」策定 ◇島根県議会「人権尊重の県」宣言に関する決議
1995	H 7	◎「人権教育のための国連10年」（1995～2004）	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）批准 ○「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）制定（「育児休業等に関する法律」の改正） ○「高齢社会対策基本法」制定	◇「しまね女性プラン21」策定
1996	H 8		○「人権擁護施策推進法」制定 ○「らい予防法の廃止に関する法律」制定・施行 ○「高齢社会対策大綱」策定 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申	◇「同和教育指導資料第19集（同和教育を進めるために）」発行 ◇「島根県児童育成計画（しまねエンゼルプラン）」策定
1997	H 9		○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」制定（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の改正） ○「介護保険法」制定 ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）制定 ○「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 ○「人権擁護推進審議会」設置	◇「同和教育指導資料第20集（差別事象から学ぶために）」発行 ◇「しまね障害者プラン（島根県障害者対策ダイヤモンドプラン後期重点実施計画）」策定
1998	H10		○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定	◇「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」制定 ◇「島根県人権施策推進会議」設置 ◇「同和教育指導資料第21集（同和教育実践事例集）」発行

年		国 連	国	県
1999	H11	◎「国際高齢者年」	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」制定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」制定（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」の改正） ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」制定（「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正） ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）制定 ○「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「人権問題県民意識調査（6月）」実施 ◇「島根県人権施策推進協議会」設置
2000	H12		<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）制定 ○「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）制定 ○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）制定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）制定 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「介護保険制度」導入 ○「成年後見制度」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「島根県人権施策推進基本方針」策定 ◇「島根県老人保健福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「健康長寿しまね推進計画（島根県健康増進計画）」策定 ◇「島根県児童育成計画（しまねエンゼルプラン）」改定

年		国 連	国	県
2001	H13	◎「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際10年」(2001～2010)	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)制定 ○「高齢社会対策大綱」改定 ○「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 ○「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会答申 	◇「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」策定
2002	H14		<ul style="list-style-type: none"> ○「身体障害者補助犬法」制定 ○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 ○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法)制定 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定 ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ○「新子どもプラン」策定 ○「新障害者基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「島根県男女共同参画推進条例」制定 ◇「島根県個人情報保護条例」制定 ◇「人権教育指導資料」発行
2003	H15		<ul style="list-style-type: none"> ○「少子化社会対策基本法」制定 ○「次世代育成支援対策推進法」制定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法)制定 ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)制定 ○「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)制定 ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「第2期島根県老人保健福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「島根県障害者計画(島根はつらつプラン)」策定 ◇「人権啓発推進センター」設置(県庁内)
2004	H16	◎「人権教育のための世界計画」採択	<ul style="list-style-type: none"> ○「発達障害者支援法」制定 ○「犯罪被害者等基本法」制定 ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第一次とりまとめ)」公表 ○「人身取引対策行動計画」策定 	◇「人権問題県民意識調査(7月)」実施

年		国 連	国	県
2005	H17	◎「人権教育のための世界計画第1フェーズ行動計画」(2005～2009)	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)制定 ○「障害者自立支援法」制定 ○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「犯罪被害者等基本計画」策定	◇「島根県DV対策基本計画」策定 ◇「島根県次世代育成支援行動計画[前期計画](しまねっ子すくすくプラン)」策定
2006	H18	◎「人権理事会設立決議」採択 ◎「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択 ◎「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択	○「教育基本法」改正 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)制定 ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権侵害対処法)制定 ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第二次とりまとめ)」公表 ○「地域における多文化共生推進プラン」策定	◇「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」制定 ◇「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」策定 ◇「第3期島根県老人保健福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「第1期島根県障害福祉計画」策定 ◇「同和教育指導資料第22集(島根県における同和問題の歴史)～学校教育活用編～」発行 ◇「島根県西部人権啓発推進センター」設置(県浜田合同庁舎内)
2007	H19	◎「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
2008	H20		○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正(性別変更の要件の緩和) ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定 ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」公表 ○「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」策定 ○「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院採択	◇「島根総合発展計画」策定 ◇「島根県人権施策推進基本方針」第一次改定 ◇「島根県DV対策基本計画」第1次改定 ◇「同和教育資料第19集(島根県における同和問題の歴史～社会教育活用編～)」発行 ◇「島根県同和対策推進計画」廃止
2009	H21		○「子ども・若者育成支援推進法」制定 ○「人身取引対策行動計画2009」策定	◇「第4期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「第2期島根県障害福祉計画」策定 ◇「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」策定

年		国 連	国	県
2010	H22	<ul style="list-style-type: none"> ◎「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ◎「人権教育のための世界計画第2フェーズ行動計画」(2010～2014) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕(しまねっ子すくすくプラン)」策定
2011	H23		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)制定 ○「障害者基本法」改正(障がい理由とする差別の禁止) ○「人権教育・啓発に関する基本計画」改定(拉致問題等を追加) ○「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「第2次島根県男女共同参画計画」策定 ◇「島根県DV対策基本計画」第2次改定 ◇「人権問題県民意識調査(9月)」実施
2012	H24		<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・子育て支援法」制定 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)制定(「障害者自立支援法」の改正) ○「高齢社会対策大綱」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「第5期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「第3期島根県障害福祉計画」策定
2013	H25		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」制定(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正) ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)制定 ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)制定 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)改正(雇用の分野における障がい者差別の禁止、合理的配慮の提供義務) ○「生活困窮者自立支援法」制定 ○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)制定 ○「障害者基本計画(第3次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「第二次健康長寿しまね推進計画(島根県健康増進計画)」策定 ◇「島根県障がい者基本計画」策定
2014	H26		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)批准 ○「難病の患者に対する医療等に関する法律」制定 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)制定 ○「人身取引対策行動計画2014」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「島根県いじめ防止基本方針」策定

年		国 連	国	県
2015	H27	◎「人権教育のための世界計画第3フェーズ行動計画」(2015～2019)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 制定 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定	◇「しまねっ子すくすくプラン(「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画)」策定 ◇「島根県子どものセーフティネット推進計画」策定 ◇「第6期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「第4期島根県障がい福祉計画」策定 ◇「人権教育指導資料第2集しまねがめぞす人権教育(学校教育編)」発行
2016	H28		○「児童福祉法」改正(児童虐待対策の強化) ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」制定 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) 制定 ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 制定 ○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」制定 ○「再犯の防止等の推進に関する法律」制定 ○「第3次犯罪被害者等基本計画」策定	◇「島根県青少年の健全な育成に関する条例」改正(ネット環境の整備など) ◇「第3次島根県男女共同参画計画」策定 ◇「島根県DV対策基本計画」第3次改定 ◇「人権問題県民意識調査(9月)」
2017	H29		○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法) 改正(育児休業などの環境整備、マタハラ等の防止措置)	
2018	H30		○「高齢社会対策大綱」改定 ○「障害者基本計画(第4次)」策定	◇「島根県いじめ防止基本方針」改定 ◇「第7期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」策定 ◇「島根県障がい者基本計画」改定 ◇「第5期島根県障がい福祉計画・第1期島根県障がい児福祉計画」策定

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

島根県人権施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 島根県における人権施策の推進に関する基本的な方向や、施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、島根県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 「人権施策推進基本方針」の策定に関すること。
 - (2) 「人権施策推進基本方針」に基づく施策の取組みに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか島根県の人権施策推進に係わる重要な事項に関すること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、提言することができる。

(組織)

第3条 協議会は委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が協議会に諮って行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境生活部人権同和対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成11年7月29日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

島根県人権施策推進協議会委員名簿

分野	氏名	所属・職名等	備考
女性	片岡佳美	島根大学法文学部 教授	
	長島千代子	しまね女性会議 監事 (JAしまね女性部 部長)	
子ども	横山康二	島根県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会 委員長	
	前田真利	島根県中学校長会 (松江市立玉湯中学校 校長)	
高齢者	河野美波子	島根県介護支援専門員協会 理事	
	鎌瀬フサコ	島根県民生児童委員協議会 理事	
障がい者	高橋憲二	島根県立大学短期大学部 名誉教授	会長
	福井幸夫	島根県社会福祉協議会 評議員	
同和問題	井上雅彦	島根県高等学校等人権・同和教育研究協議会 会長	
	山田精一	島根県隣保館連絡協議会 会長	副会長
外国人	福井栄二郎	島根大学法文学部 准教授	
	平田節子	しまね国際センター 理事	
患者及び感染者等	吉川洋子	島根県立大学看護栄養学部 教授	
	小森恵子	島根県看護協会 副会長	
性的少数者	河野美江	島根大学保健管理センター 教授	
	佐藤文宣	雲南市立木次中学校 校長	
人権全般	松浦ぎん子	島根県人権擁護委員連合会 事務局長	
	山本洋輔	山陰中央新報社 編集局次長	
	石富登紀子	公募委員 松江市城西地区人権・同和教育推進協議会 会長	

鳥根県人権施策推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 一人ひとりの人権が尊重され、心豊かでやさしさのある鳥根づくりを進めるための人権施策について、庁内関係各部課が相互に、連絡調整、協議を行い、もって人権施策の総合的、効果的な推進を図るため、鳥根県人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 人権施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 「鳥根県人権施策推進基本方針」の推進に関すること。
- (3) 人権施策に関する調査、研究、情報交換に関すること。
- (4) その他重要な人権施策に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は別表に掲げる者をもって構成する。

(役員及び職務)

第4条 推進会議に会長、副会長及び幹事を置く。

- 2 会長は環境生活部長、副会長は総務部次長、環境生活部次長及び教育次長をもってあてる。
- 3 幹事は別表に表記する者をもってあて、代表幹事は環境生活部次長とする。
- 4 会長は会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 代表幹事は、会務の立案にあたる。

(顧 問)

第5条 推進会議に顧問を置き、副知事をもってあてる。

- 2 顧問は、人権施策推進に関する重要な事項を協議するときに会議に出席する。

(会 議)

第6条 会議は、全体会議及び幹事会とする。

- 2 全体会議は会長が招集する。
- 3 幹事会は代表幹事が招集する。

(庶 務)

第7条 推進会議の庶務は環境生活部人権同和対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

島根県人権施策推進会議構成員

顧 問	副 知 事
政策企画局（1室）	○ 政 策 企 画 監
総 務 部（2課）	◇ 総 務 部 次 長 ○ 総 務 課 長 人 事 課 長
広 報 部（1室）	広 報 室 長
防 災 部（1課）	消 防 総 務 課 長
地域振興部（2課）	地 域 政 策 課 長 市 町 村 課 長
環境生活部 （3課2室）	◎ 環 境 生 活 部 長 ◇□ 環 境 生 活 部 次 長 ○ 環 境 生 活 総 務 課 長 男 女 共 同 参 画 室 長 ○ 人 権 同 和 対 策 課 長 人 権 啓 発 推 進 セ ン タ ー 長 文 化 国 際 課 長
健康福祉部 （9課）	○ 健 康 福 祉 総 務 課 長 地 域 福 祉 課 長 医 療 政 策 課 長 健 康 推 進 課 長 高 齢 者 福 祉 課 長 青 少 年 家 庭 課 長 子 ども ・ 子 育 て 支 援 課 長 障 が い 福 祉 課 長 薬 事 衛 生 課 長
農林水産部 （5課）	○ 農 林 水 産 総 務 課 長 農 業 経 営 課 長 農 産 園 芸 課 林 業 課 長 水 産 課 長
商工労働部 （3課）	○ 商 工 政 策 課 長 中 小 企 業 課 長 雇 用 政 策 課 長
土木部（1課）	○ 土 木 総 務 課 長
病院局（1課）	県 立 病 院 課 長
教育委員会 （7課1室1所）	◇ 教 育 次 長 学 校 企 画 課 長 ○ 総 務 課 長 子 ども 安 全 支 援 室 長 教 育 指 導 課 長 保 健 体 育 課 長 特 別 支 援 教 育 課 長 教 育 セ ン タ ー 所 長 社 会 教 育 課 長 ○ 人 権 同 和 教 育 課 長
県警本部 （7課）	○ 警 務 課 長 広 報 県 民 課 長 人 材 育 成 課 長 少 年 女 性 対 策 課 長 生 活 環 境 課 長 捜 査 第 一 課 長 組 織 犯 罪 対 策 課 長
41課2室3内室1所	52名（顧問含む）

(注) ◎会長 ◇副会長 □代表幹事 ○その他の幹事

**島根県人権施策推進基本方針
(第二次改定)**

平成31年3月発行

編集・発行

島根県環境生活部人権同和対策課

〒690-8501松江市殿町1番地

TEL (0852) 22-5900

FAX (0852) 22-6166

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/>

